

第4稿

敦賀市庁舎・消防庁舎 建設基本計画 （案）

デザインコンセプト案

いつもと**いつか**を『^{ぼしよ}つなぐ**庁舎**』

平成30年5月29日

敦賀市

この基本計画は、「敦賀市庁舎建設基本構想」及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」を基礎とし、両庁舎の一体整備の方針のもと、導入する機能や設備等を明らかにし、設計段階に繋ぐことを目的に作成しています。

設計段階において確定する機能や設備については、一部検討段階のものが含まれます。

+ 目 次 +

■ 1	目的	1～4
1-1	基本計画策定の目的	1
1-2	基本計画の位置付け	1
1-3	基本構想の概要	2・3
1-4	基本構想 今後の検討課題への対応策	4
■ 2	策定体制	5・6
2-1	基本計画の策定体制	5
2-2	各種会議の開催状況	6
■ 3	新庁舎に導入する機能	7～34
3-1	防災拠点強化	7～12
	基本理念 基本的機能 基本的機能の整備方針 整備する機能及び設備 機能配置図	
3-2	市民利便性向上	13～20
	基本理念 基本的機能 基本的機能の整備方針 整備する機能及び設備 機能配置図	
3-3	ストレスフリー（ユニバーサルデザイン・環境配慮）	21～30
	基本理念 基本的機能 基本的機能の整備方針 整備する機能及び設備 機能配置図	
3-4	機能的・効率的な庁舎	31～34
	基本理念 基本的機能 基本的機能の整備方針 整備する機能及び設備 機能配置図	
■ 4	事業計画	35～42
4-1	配置及び敷地計画	35
4-2	階の構成	36
4-3	各階のゾーニング	37
4-4	新庁舎の規模	38
4-5	新庁舎の事業費	39・40
4-6	事業スケジュール	41
4-7	デザインコンセプト	42
■	資料	43～52

■ 1 目的

1-1 基本計画策定の目的

この基本計画は、「敦賀市庁舎建設基本構想」及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」をもとに、新庁舎に必要な機能及び設備等について、基本理念の実現をめざしできるだけ具体的に定めることを目的としています。

市庁舎建設基本構想に掲げる4つの基本理念は、次のとおりです。

① 市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎

新庁舎は、防災拠点として震度7程度の複数回地震に耐えられる性能を確保し、業務継続可能な庁舎とします。

② 市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎

新庁舎は、市民サービス提供の拠点として利用しやすい開かれた庁舎とします。

③ 人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎

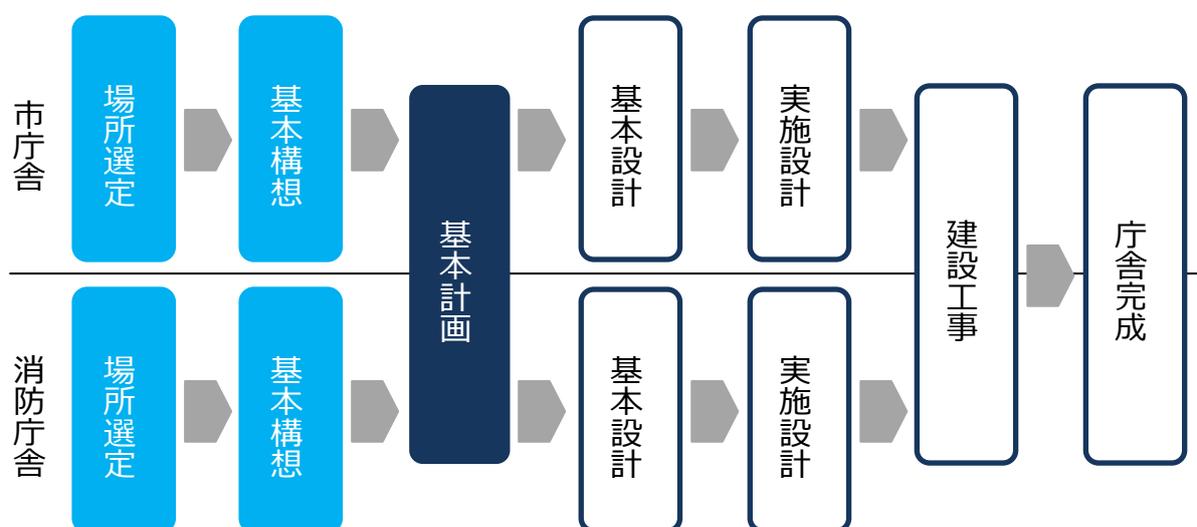
新庁舎は、ユニバーサルデザインに配慮した、人にも自然にも負荷の少ない庁舎とします。

④ 行政サービス提供のための機能性に優れ柔軟で効率的な庁舎

新庁舎は、行政ニーズの変化に柔軟に対応できる汎用性を備えた庁舎とします。

1-2 基本計画の位置付け

「敦賀市庁舎建設基本構想」及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」の両構想に基づき策定される「敦賀市庁舎・消防庁舎建設基本計画」は、各基本構想で示された基本的な方針を、それぞれの新庁舎に導入する機能として具現化するとともに、設計段階に移行するうえで必要な諸条件を整理するものです。



1-3 基本構想の概要

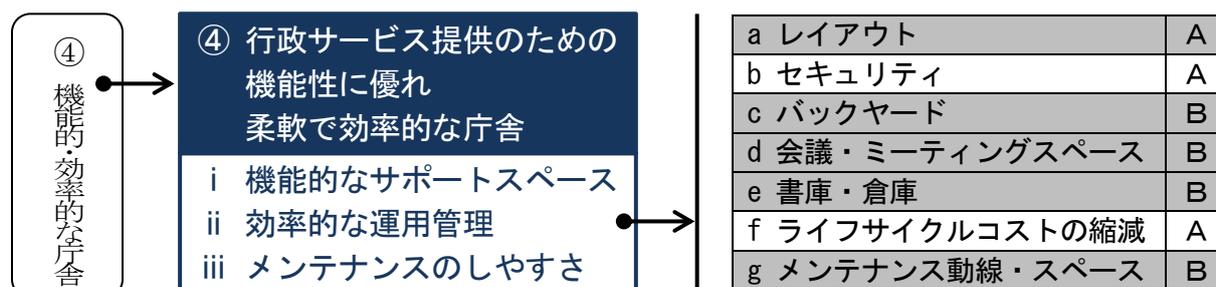
「敦賀市庁舎建設基本構想」（平成29年10月策定）及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」（平成29年12月策定）では、それぞれ、現庁舎の課題や基本理念、基本的機能、位置、概算規模、概算事業費、事業手法、事業工程等についてまとめています。

それらの概要は次のとおりです。

(1) 敦賀市庁舎建設基本構想

課 題	基本理念(上段)	基本的機能(下段)	基本的機能の整備方針	重要度
① 防災拠点強化	① 市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎	i 被災時における業務継続 ii 防災拠点機能の強化 iii ライフラインの確保 iv 災害発生時の安全安心	a 業務継続計画（BCP）	A
			b 浸水対策	A
			c 建物構造	A
			d 災害対策本部室 【現有】	C
② 市民利便性向上	② 市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎	i 市民利便機能と市民活動支援機能 ii 窓口機能と相談機能 iii 高度情報化に適應できる庁舎 iv 議会機能	e 備蓄スペース	B
			f 非常用発電装置	A
			g 非常用給排水設備	A
			h 市民誘導と防犯対策	A
			a 多目的スペース	A
			b 飲食スペース	B
			c その他利便機能	B
			d 配置	A
			e 総合案内	B
			f ワンストップ窓口	A
			g 相談室	A
			h フリーアクセスフロア	A
i 電子セキュリティ 【現有】	C			
j 情報の発信・受信	B			
k 議場・傍聴席	A			
l その他諸室	B			
③ 人・環境にやさしい	③ 人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎	i ユニバーサルデザイン ii 省エネルギー・省資源 iii 駐車場・駐輪場 iv 長寿命化 v デザイン	a 窓口カウンター	A
			b トイレ	A
			c キッズスペース・授乳室	B
			d 廊下・エレベーター	A
			e 案内サイン	A
			f 再生可能エネルギーの活用	A
			g 見える化モニター	C
			h 蓄電設備	A
			i 駐車場	A
			j おもいやり駐車スペース	A
			k 駐輪場	B
			l バス・タクシーの乗降所	B
			m 電気自動車の充電設備	C
			n 省エネ素材の採用	A
o 長期耐久性と空間可変性	A			
p 外観・屋根	B			
q 植栽・外構	B			

*課題の内容等については、「敦賀市庁舎建設基本構想」を参照ください。



*「基本的機能の整備方針」中、網掛け部については面積算定に該当するものです。

位置 : 現所在地
 規模 : 概ね10,000㎡
 事業費 : 概ね54億円(附帯工事費を含まず。)
 主な財源 : 地方債借入(市町村役場機能緊急保全事業債)
 事業手法 : 設計・施工分離発注方式(従来方式)
 事業工程 : 本体建物平成32年度(2020年度)末の完成

(2) 消防庁舎(敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署) 建設基本構想

新庁舎に必要な機能

- ① 災害活動拠点機能
 - ア 消防車庫
 - イ 出動体制
 - ウ 広域応援
 - エ 災害備蓄
- ② 訓練活動拠点機能
 - トレーニング室
- ③ 住民啓発拠点機能
 - ア 講習室講堂
 - イ 防災展示コーナー
- ④ その他
 - ア 安全性
 - イ 省エネ性能
 - ウ バックアップ機能
 - エ 消防本部

位置 : 現所在地
 規模 : 概ね2,200㎡
 構造 : 事務所3階建て、車庫講習室2階建て、鉄筋コンクリート造
 事業費 : 907,936千円(附帯工事費及び備品購入等の諸経費含まず。)
 主な財源 : 地方債借入(緊急防災・減災事業債)
 事業工程 : 平成32年度(2020年度)竣工、移転

*この基本計画においては、消防庁舎に導入する機能について、「消防庁舎(敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署)基本構想」に記載のとおりとします。

1-4 基本構想 今後の検討課題への対応策

「敦賀市庁舎建設基本構想」において明らかとなった検討課題については、市庁舎と消防庁舎の建替えが、時期、場所とも密接に連動することから、以下の4点について、基本計画策定の段階においてさらなる検討を行っています。

また、一部は既に対応策を講じています。

・災害対策本部室の位置

①災害対策本部室を新市庁舎に設けるか、②従来どおり防災センター内に設けるかによって、消防本部の整備の方法が異なり、新市庁舎の規模及び事業費が変動する。

→ 現有の災害対策本部室を従来どおり利用する。

・市庁舎及び消防庁舎の配置

配置によって動線設定が流動的であるが、北側前面道路と東側道路との交差点に安全上特段の配慮が必要である。

→ 平成29年度（2017年度）において、北側前面道路に右折レーンを整備し、交差点内の渋滞緩和を図っている。

・敷地内の動線設定（完成時及び工事期間中）

安全に配慮した消防緊急車両の動線設定が必要である（特に北側道路への接続部分）。

→ 消防緊急車両の出動動線は前述右折レーンの整備と停止禁止ゾーンの設置、さらに、敷地北西交差点に信号機を増設することで対応する。

また、完成時においては、敷地内の歩行者、自転車、車両（おもいやり駐車場利用者を含む。）及びコミュニティバスの各動線を分離し、敷地内事故の防止を図る。

なお、工事期間中における歩行者及び車両動線は、先行整備する立体駐車場を中心に仮設する。

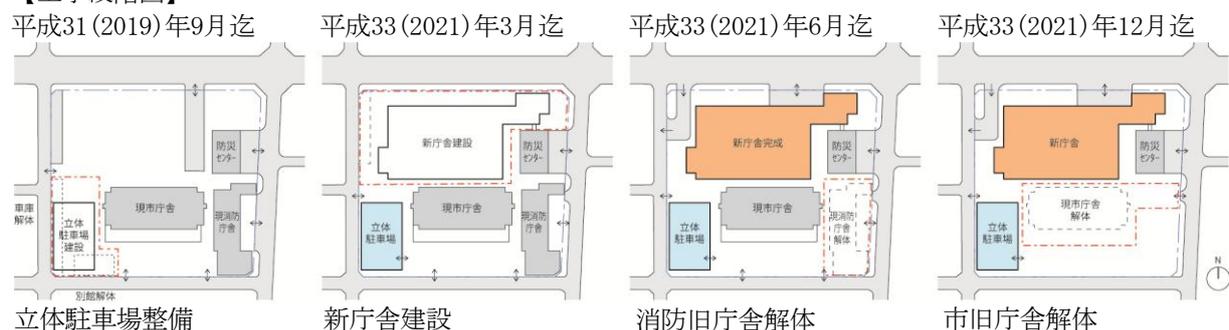
・工事期間中の対応

新庁舎建設時から旧庁舎解体時までの約4年間、自家用車による来庁者の利便性を考慮し、最大限の駐車スペースとストックヤードの確保が必要である。

→ 来庁者用の駐車場として、敷地南西に立体駐車場を新庁舎建設に先行して整備する。旧庁舎建物解体及び駐車場整備が完了した時点で、立体駐車場は主に公用車駐車場として使用する。

ストックヤードは、来庁者の安全を前提に工事期間中における歩行者及び車両動線に配慮して確保する。

【工事段階図】



■ 2 策定体制

2-1 基本計画の策定体制

平成32年度（2020年度）末までに、市庁舎と消防庁舎の一体整備を国の財政措置を得て行うためには、広く意見を聴きながら基本計画や基本設計、実施設計等各策定期間を、どれだけ短縮できるかがポイントとなります。

随所に創意工夫を凝らし、スピード感をもって各事業工程を進めていくことが求められています。そこで、下図のとおり、「策定委員会」、「市民ワークショップ」、「庁内ワーキンググループ」の3つの会議体を設置し、基本構想に掲げる4つの基本理念の実現に向け、新庁舎に導入すべき機能や設備の検討を行いました。

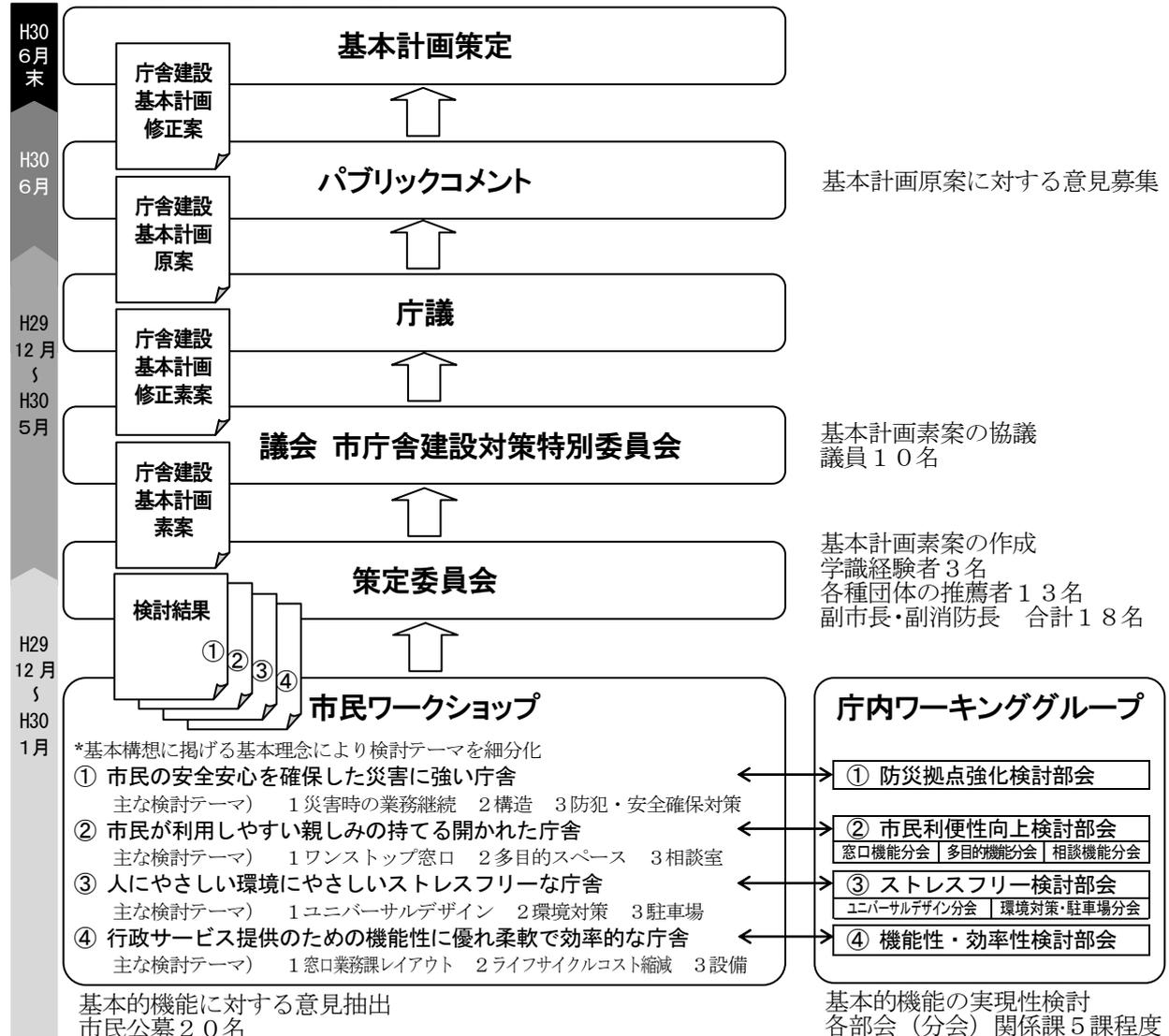
細部にわたる意見抽出や検討段階においては、4つの基本理念ごとに庁内ワーキンググループを設置し、同様に細分化した「市民ワークショップ」との合同会議を開催しながら、意思の疎通をはかり意見集約に努めています。

また、これとは別に、将来を担う市内中高生で編成した「学生ワークショップ」から、市民活動スペース（市庁舎北側1・2階部分）の活用方策について意見を求めています。

こうした各会議体の検討結果を策定委員会に諮り、市議会「市庁舎建設対策特別委員会」の意見を踏まえながら、基本計画の策定を進めました。

敦賀市庁舎建設基本計画策定体制及びフロー

（策定委員会資料から）



2-2 各種会議の開催状況

平成29年12月18日策定委員会と市民ワークショップの合同会議の開催を皮切りに、延べ日数42日、参加者数412人により、新庁舎に導入する機能や設備に関する協議・検討を重ねました。
(平成30年5月22日時点未確定)

(1) 策定委員会

員数：18名

構成：学識経験者3名、各種団の推薦者13名、副市長、副消防長

回数：5回

取扱い議題：

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
12/18	1/29	2/26	3/26	5/29
<ul style="list-style-type: none"> ・体制、スケジュール説明 ・基本構想説明 ・現庁舎見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民WSの意見 ・庁内WGの検討結果 ・配置計画 ・平面、立面 ・機能整備の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会提言 ・機能判定 ・立駐先行整備案 ・バスターミナル整備案 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生WSの意見 ・機能確定 ・事業費 ・事業工程 ・計画素案 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案

(2) 市民ワークショップ

員数：20名

構成：公募市民

回数：3回（12/18・12/26・1/12）

取扱い議題：基本理念ごとに意見抽出

(3) 庁内ワーキンググループ

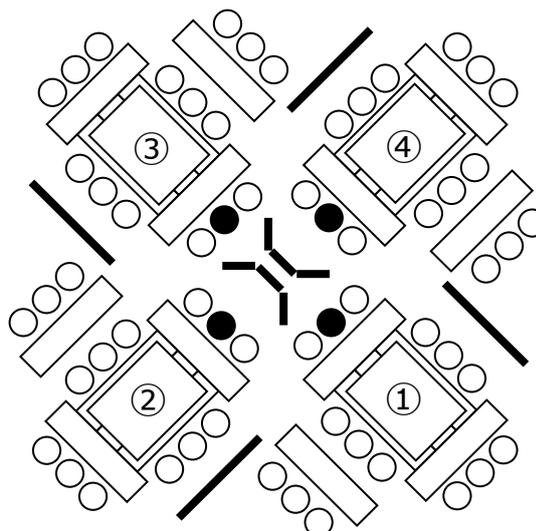
員数：49名

構成：機能関連課

回数：延べ30回（部会・分会単位随時）

取扱い議題：基本理念ごとに機能検討

*市民ワークショップと庁内ワーキンググループは、12/26と1/12の2回、右の席次表のとおり、4つの基本理念ごとに分かれ新庁舎に導入する機能や設備について、意見交換をしています。



(市民WS・庁内WG合同会議席次表)

(4) 学生ワークショップ

員数：24名

構成：市内中高生

回数：2回（2/10・3/10）

取扱い議題：市民スペースの活用策

(5) 議会 市庁舎建設対策特別委員会

員数：10名

回数：基本計画関連5回（12/13・2/15・3/14・5/25・6/20）

取扱い議題：立駐先行整備案、免震・耐震併用案、機能判定結果、基本計画案 等

■ 3 新庁舎に導入する機能

3-1 防災拠点強化

防災拠点強化に係る基本理念、基本的機能及び基本的機能の整備方針は、基本構想をもとに各種会議における協議・検討を経て具体化しています。

これらは、新庁舎建設に向け必要な条件として基本設計に反映していきます。

基本理念：① 市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎

平成28年(2016年)4月発生の熊本地震においては、2度の強い揺れにより、耐震補強済みの庁舎が損壊し、災害復旧の拠点化や通常業務の継続に支障をきたす事例が確認されています。

一方、国は行政の中核拠点である庁舎が発災時においても有効に機能しなければならないことが再認識されたとして、耐震化が未実施の庁舎建替えを緊急に実施できるよう、「市町村役場機能緊急保全事業」を平成29年(2017年)4月に創設し、市庁舎の防災拠点としての再整備を支援しています。

これまでも、市庁舎、防災センター及び消防組合は、防災拠点として緊密に連携し、迅速な対応を行ってきましたが、市庁舎及び消防庁舎の耐震性が低く、大規模地震による損壊が懸念されてきました。

改めて、市民の生命・財産を守るために、災害時における防災・災害対応拠点としての機能を発揮できる施設であることが求められています。

新庁舎は、防災拠点として震度7程度の複数回地震に耐えられる性能を確保した業務継続可能な庁舎とし、具体的には、以下の基本的機能を設定します。

基本理念：① 市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎

基本的機能		基本的機能の整備方針
①-i 被災時における業務継続	→	①-i-a 業務継続計画(BCP)
①-ii 防災拠点機能の強化		①-i-b 浸水対策
①-iii ライフラインの確保		①-ii-c 建物構造
①-iv 災害発生時の安全安心		①-ii-d 災害対策本部室
		①-iii-e 備蓄スペース
		①-iii-f 非常用発電装置
		①-iii-g 非常用給排水設備
		①-iv-h 市民誘導と防犯対策

3-1-1 被災時における業務継続

平成28年度(2016年度)策定の「業務継続計画(BCP)*1」を新庁舎仕様に更新します。災害時における業務の優先順位を予め設定し、段階的に通常業務の複現を目指します。

また、短時間での局地的集中豪雨の発生等を考慮し、雨水排水機能の充実を図るとともに、危機管理主管部署及び主要設備は浸水の影響を受けない階層に配置します。

*1業務継続計画（BCP）：Business Continuity Planの略。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続できるようにするために、事前策定する行動計画です。

①－i－a 業務継続計画（BCP） 重要度：A

新庁舎の建設に伴い機能や設備等の詳細が確定する実施設計段階において、新庁舎仕様の業務継続計画（BCP）の改定に着手し、供用開始に合わせて運用します。

大規模災害発生時には、継続が必要な業務に加えて、災害相談窓口や、り災証明書の発行業務等災害によって新たに発生する窓口業務に、1階多目的スペースを転用して対応します。さらに、2階講堂を緊急避難場所に転用して対応します。

施設管理上必要な電力は、使用量を3割程度に抑えたいうで非常用発電装置（後述）から供給し、一時的な避難者が消費する電力は、自立型水素エネルギー供給システム（後述）によってまかないます。

救援物資の受入れ場所は、公設卸売市場を想定し、敷地内駐車場は自衛隊・緊急消防援助隊等の受入れスペースに活用します。

（参考：敦賀市地域防災計画）

指定避難所：プラザ萬象、市立体育館、学校等一定期間滞在のできる施設 物資配備

緊急避難場所：公園、広場、ショッピングセンター、市の施設等一時的な避難場所

災害ボランティア受付所：敦賀市福祉総合センター等

救援食糧受入所（救援物資一時集積所）：公設卸売市場

防災ヘリ発着所：敦賀市運動公園陸上競技場、松原運動場等

整備する機能及び設備	①－i－a 業務継続計画（BCP）
1 BCPを新庁舎仕様に改定し、供用開始をもって運用する。 2 災害対応業務を実施するスペースを、1階多目的スペースを転用して対応する。 3 2階講堂を緊急避難場所に転用して対応する。	

【ドクターヘリ発着場整備についての検討結果】

福井県が滋賀県・岐阜県と共同運航予定のドクターヘリの発着場を、新庁舎敷地内に整備する案については、十分に検討した結果、不可能であるという結論に至りました。

当初、発着場候補地は敷地南東に位置し、来庁者駐車場との併用案を検討していました。しかし、ヘリ発着に伴う下降気流の影響を排除するためには、35m四方にわたり10mの盛土が必要なことから、これを断念し来庁者駐車場として整備します。

①－i－b 浸水対策 重要度：A

ハザードマップ上の浸水想定（0.5m未満）に加え、ユニバーサルデザインを考慮し0.7m程度の基礎高設定とします。原則として、2階以上の階層に通信機器、熱源機器及び非常用機器類等、施設維持に必要な設備・機材を配置します。

また、透水性舗装等を採用して地下浸透を図り、敷地外への雨水流出を抑制します。

整備する機能及び設備	①－i－b 浸水対策
1 1階床は、0.7m程度嵩上げする。 2 1階部分の配線は、コンセントの高さや床材の選定等浸水対策を施す。 3 通信設備・熱源機器・非常用機器類等は原則2階以上に設置する。 4 敷地内は、透水性舗装や一部芝生布設の駐車マスとする。	

3-1-2 防災拠点機能の強化

防災センター、消防庁舎及び市庁舎は、これまでも防災拠点として緊密に連携し運用されてきましたが、震度7程度の複数回地震に耐えられる性能を有した建物及び設備にすることでさらなる安全性を確保します。

地震発生時において、天井材の落下や什器等が転倒しないよう、非構造部材等の対策を講じます。

地震や風水害、火災等の災害時において、各地区の被災状況を的確に把握し、地域の防災組織や関係機関と連携して速やかに対応できる災害対策本部機能を充実します。

①-ii-c 建物構造

重要度：A

本庁舎の建物構造は、「官庁施設の総合耐震計画基準*2」で求められている「構造体 I類、非構造部材 A類、建築設備 甲類」を採用し、安全性を確保します。

また、耐震性能については地震発生時に建物内部の被害や職員の初動対応に影響が少ないと考えられる「基礎免震」を基本とした構造とします。

具体的には、市庁舎の高層階建物に基礎免震を施し、市庁舎の低層階建物及び消防庁舎建物に制震ダンパーを備えることで、震度7程度の複数回地震に耐え業務を継続できる構造とします。

地質調査の結果を見極めて、液状化対策として地盤改良を行うかどうかを判断します。



免震装置の例



制震ダンパーの例

*2官庁施設の総合耐震計画基準 耐震安全性の目標 国土交通省大臣官房官庁営繕部

部位	分類	耐震安全の目標
構造体	I類	・大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られている。
	II類	・大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III類	・大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A類	・大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	・大地震動により、建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

整備する機能及び設備

①-ii-c 建物構造

- 1 「構造体 I類、非構造部材 A類、建築設備 甲類」とする。
- 2 市庁舎高層階建物を、「基礎免震 鉄筋コンクリート造」とし、市庁舎低層階建物及び消防庁舎建物を、「付加制震 鉄骨造」とする。

検討3 必要に応じ基礎構造液状化対策として地盤改良を実施する。

【建物構造の検討結果】

計画素案検討段階において、北側道路に面した低層階を耐震構造、南側高層階を基礎免震とする案（B案）を協議しました。

この案においては、震度7程度の複数回地震に耐えうる確証が得られないとの意見を受け、安全性、建設費等を勘案し、低層階を付加制震とする案（D案）を採用することとしました。

敦賀市庁舎建設 基本計画 構造形式比較検討資料

	A案	B案	C案	D案
概要				
エキスパンションジョイント	市庁舎と消防庁舎の間に発生。建物正面にEXP-Jが見えてしまう。 ○	窓口と多目的スペースの間に発生。空間の有効利用に工夫が必要。 △	防災センターとの間に巨大EXP-Jが発生。メーカー1社指定となる。 △	窓口と多目的スペースの間に発生。空間の有効利用に工夫が必要。 △
建設費	市庁舎 47億円 消防庁舎 8億円 合計 55億円	5.5億円（±0）	5.9億円（+4億円）	5.5.5億円（+0.5億円）
工期 (平成32年度末竣工基準)	19ヵ月 △	18ヵ月 ○	20ヵ月 ×	18ヵ月 ○
考察	市庁舎は複数回地震に耐えるためB.C.Pの考え方により運用可能なコンパクトな計画。正面にEXP-Jが見えてしまう。 △	平成32年度末竣工に間に合い、コストも抑えられる。高層部は複数回地震に耐えるためB.C.Pの考え方により運用可能なコンパクトな計画。 ○	耐震性能として最もグレードが高い分、コストと工期が必要となる。 ○	複数回地震に耐える。家具等は固定するか部分的な床免震を採用することで被害を抑制できる。B案に制震装置のコストが足される。 ○

RC造とS造の性能比較

	鉄筋コンクリート造（RC造）	鉄骨造（S造）
耐震性	剛性が高い。プレース不要。	靱性が高い。プレース要。
耐火性	コンクリートの耐火性が高い。	外壁材、耐火被覆による。
耐用年数	長期。	RC造より短い。
フレキシビリティ	S造より柱が多く必要。打設後に緊張することで、ロングスパンの実現可。	ロングスパン対応できるが、剛性確保のためにプレースが必要となる。
自重	自重があり免震に適する。	軽いため免震に工夫が必要。
コスト	物価変動の影響緩やか。	物価変動の影響大。 RC造よりもコスト増。
工期	人工不足の影響大。	工場制作のため工期短縮。

耐震、免震、制震構造の性能比較

	耐震構造	免震構造	制震構造	付加制震構造
複数回地震	解析できない	解析可能	解析可能	解析可能
家具の転倒	固定など対策必要	対策不要	固定など対策必要。	固定など対策必要
大臣認定	なし	あり	あり	なし
エキスパンションジョイント	防災センターとの間に一般的なジョイント金物を設ける。	防災センターとの間に特殊なジョイント金物（1社限定）を設ける	防災センターとの間に一般的なジョイント金物を設ける	防災センターとの間に一般的なジョイント金物を設ける
仮設山留	シートバイル程度	SMW（工期、コスト増）	シートバイル程度	シートバイル程度
工期	一般的	長期化	一般的	一般的
コスト	一般的	高額化（免震ピット、装置分）	高額化（制震ダンパー分）	高額化（制震ダンパー分）
その他		免震+制震は設計期間増		設計期間変更なし。

※18ヶ月を超える工期については、設計期間を短縮して対応。

①-ii-d 災害対策本部室

【現有】 重要度：C

免震棟である防災センター内の現有機能（災害対策本部室、危機管理対策課及び原子力安全対策課）を従来どおり利用します。

災害対策本部室等と市長部局との連携が適切に機能するよう、職員の動線、情報の流れ、関係設備の使用等を考慮します。

整備する機能及び設備

①-ii-d 災害対策本部室

- 1 新庁舎からの動線を確保する。

3-1-3 ライフラインの確保

大規模な地震等の災害時にも防災拠点としての庁舎機能を維持できるように、建物自体の耐震性能に加えて、3日程度の孤立状態が続いた場合にも、自家発電システムや貯水槽の設置、資材・食糧の備蓄等でライフラインを確保します。

また、電気系統の二重化を図り、電気・水の外部供給手段を確保します。

①-iii-e 備蓄スペース

重要度：B

支援活動と行政活動を行う職員のため、最大3日分の食糧と資材を備えておくことのできる備蓄スペースを確保します。

整備する機能及び設備	①-iii-e 備蓄スペース
1 2階以上に確保する。	
2 300人×3日分の食料（職員数とその参集率を考慮）及び飲料水等を備蓄する。	

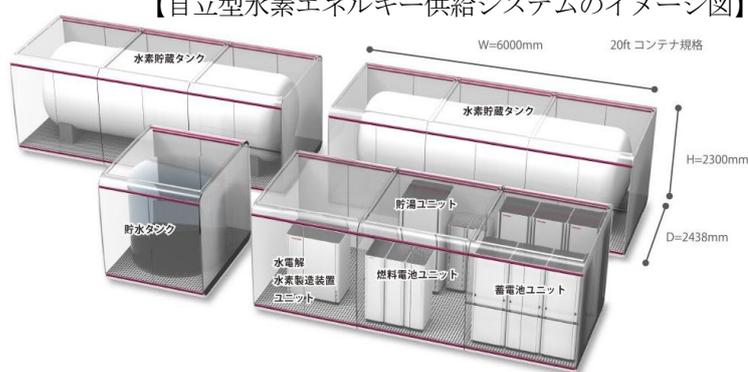
①-iii-f 非常用発電装置

重要度：A

消防法に基づく自家発電設備に加え、一時的な避難者が消費する電力については、自立型水素エネルギー供給システムを設置して対応します。

【自立型水素エネルギー供給システムのイメージ図】

非常用電源等は、浸水の影響を受けないよう2階以上に設置します。



回線は、通常回線と非常用回線に分け、早期の仮復旧対策を行えるよう外部電力の引込み設備を設けます。

整備する機能及び設備	①-iii-f 非常用発電装置
1 発電機は、冷却水・ラジエーター併用仕様のものとする。1週間の連続運転に対応するものとする。（オイルタンクが地下埋設であれば、浸水・浮力対策を要する。）	
2 設置場所は、基礎免震建物の2階以上とする。なお、自立型水素エネルギー供給システムを非常用電源として併用する場合は、建物への過重を避けるため外構に盛土のうえ設置する。	
3 通常回線と非常用回線を分けて整備する。（二重化）	
4 早期の仮復旧対策として、外部電力の引込み口を設ける。	

①-iii-g 非常用給排水設備

重要度：A

災害時の生活用水及び飲料水確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽を設置します。緊急用排水貯留槽を設け、下水本管との接続が遮断されても切り替えて対応できるものとします。

また、マンホールトイレを設置し、地下水を流水に用います。

整備する機能及び設備	①-iii-g 非常用給排水設備
1 基礎免震建物内にステンレス製の貯水槽を設置する。	
2 緊急用排水貯留槽を埋設設置する。	
3 マンホールトイレを7～10基程度設置し、地下水を排泄物の流水に利用する。	

3-1-4 災害発生時の安全安心

災害発生時には、来庁者の安全をすばやく確保するとともに、エレベーターやトイレ等の閉鎖空間内での体調不良等を想定し、外部への連絡機能を設けます。

①-iv-h 市民誘導と防犯対策

重要度：A

災害発生時には、状況に応じて来庁者を安全な場所に避難誘導します。

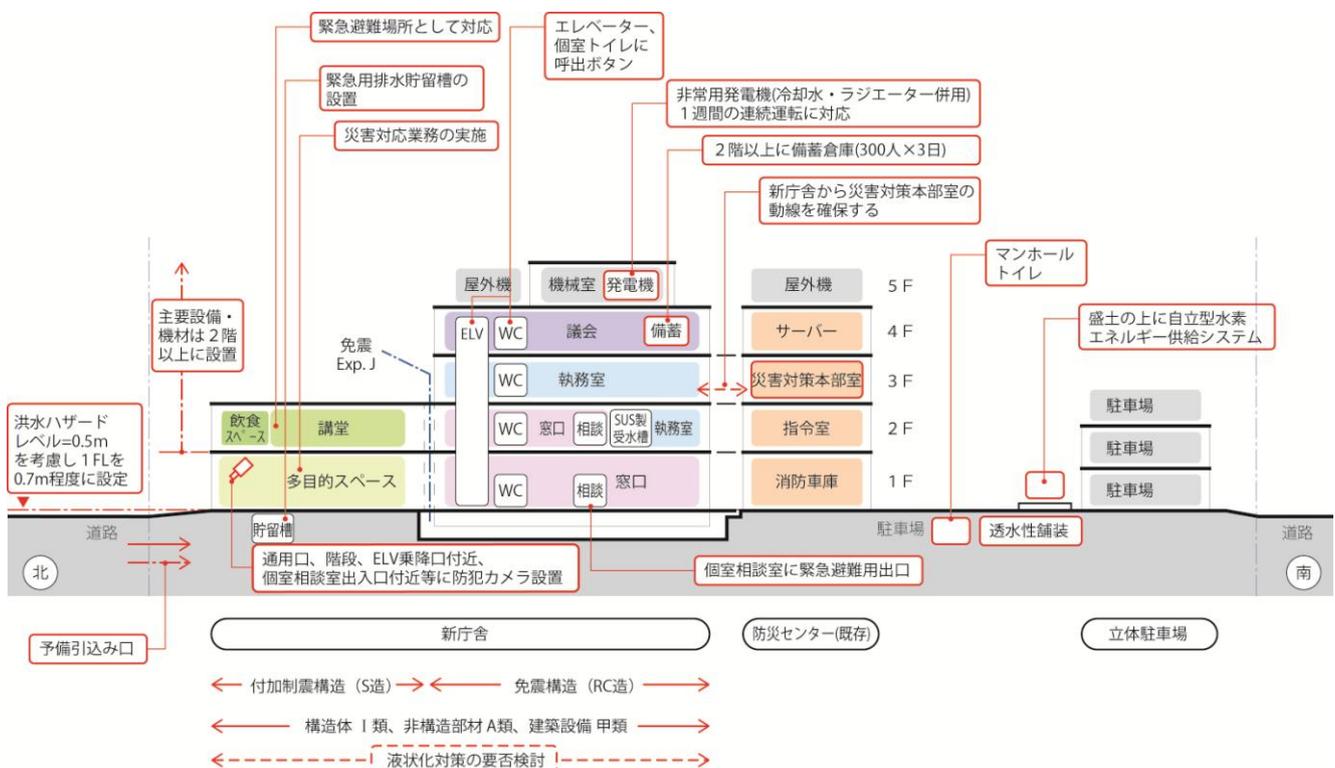
庁舎内や駐車場その他敷地内において、できるだけ死角をつくらぬよう配慮し、必要な場合は防犯カメラや緊急通報装置等を設置して防犯体制の強化を図り、来庁者や職員等の身の安全を確保します。

また、エレベーター内やトイレにおいて、体調不良や災害時に閉じ込められた場合等を想定し、インターホンや緊急呼び出しボタンを設置します。

整備する機能及び設備	①-iv-h 防犯・安全確保対策
1 避難誘導経路を確保し、視認性の高い案内サインを設置します。	
2 防犯カメラを、通用口、階段、エレベーター乗降口付近、個室相談室出入口付近等に設置する。	
3 呼び出しボタンを、エレベーター、個室トイレ、多目的トイレ、個室相談室等に設置する。	
4 緊急避難用出口を、個室相談室内に設置する。	

検討4 駐車場、駐輪場等は外構計画に基づき防犯カメラを設置する。

防災拠点強化機能の配置図



3-2 市民利便性向上

市民利便性向上に係る基本理念、基本的機能及び基本的機能の整備方針は、基本構想をもとに各種会議における協議・検討を経て具体化しています。

これらは、新庁舎建設に向け必要な条件として基本設計に反映していきます。

基本理念：② 市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎

市民ニーズは、生活様式の変化や情報通信技術の進展等社会環境に応じ、個々に専門化かつ多様化しています。こうした市民ニーズに個別具体的に即応し、質の高い行政サービスを提供するために、ICT*3を活用した行政情報システムを構築するとともに、さらに進展が予想される高度情報通信社会に適応できるよう配慮された庁舎とします。

併せてプライバシー保護の観点から、徹底した情報セキュリティの構築と、相談機能の充実を図ります。

市民サービスの向上の観点からは、各種手続きのために訪れる頻度を考慮して、窓口業務を機能的に配置します。従前どおり、総合案内カウンターを設置し、庁内案内や申請書類の記入の仕方等といった市民の気軽な求めに対応します。

快適性と利便性を兼ね備えた環境を整備し、誰もが気軽に利用できるホールやギャラリー、打合せのできるスペース等を設け、市民が集い語らう開かれた庁舎を目指します。

親しみやすい庁舎であることが、ひいては市民が愛着と誇りを持てる庁舎となると考えます。

新庁舎は、市民サービス提供の拠点として利用しやすい開かれた庁舎とし、議会機能の整備を含め具体的には、以下の基本的機能を設定します。

*3 I C T : Information and Communication Technologyの略。情報通信技術の意。I Tが経済分野で使われる情報技術という意味合いに対し、より広義的に、公共施設が用いる場合が多いです。教育、医療、介護、福祉等の公共分野への貢献が期待されています。

基本理念：② 市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎

基本的機能		基本的機能の整備方針
②-i 市民利便機能 と市民活動支援機能	→	②-i-a 多目的スペース
②-ii 窓口機能と相談機能		②-i-b 飲食スペース
②-iii 高度情報化に適応できる庁舎		②-i-c その他利便機能
②-iv 議会機能		②-ii-d 配置
	↓	②-ii-e 総合案内
②-iii-j 情報の発信・受信		②-ii-f ワンストップ窓口
②-iv-k 議場・傍聴席		②-ii-g 相談室
②-iv-l その他諸室		②-iii-h フリーアクセスフロア
		②-iii-i 電子セキュリティ

3-2-1 市民利便機能と市民活動支援機能

市民が気軽に立ち寄り、市民活動に利用できる多目的スペースを設置します。ギャラリーや市民の交流イベント、ミニコンサート等の催事等の使用を想定します。

また、申請手続き等の待合いや憩いの場としてカフェ等の飲食スペースを設けます。この他、ATMコーナーや自動販売機コーナーの設置、コピーサービス等を実施します。多目的スペースは、臨時的に確定申告や選挙の投票所等に活用します。

②-i-a 多目的スペース

重要度：A

市民や市内の団体等が利用できる、多目的スペースを設置します。多目的スペースは、市民が安らげる快適な空間として休憩や懇談ができ、展示やイベント、各種情報発信等に利用できるものとします。

一時的に広い空間を必要とする行政事務やイベントにも利用できるようにします。

また、災害によって新たに発生する窓口業務や帰宅困難者の一時避難等に対応できるようにします。



多目的スペースの例

整備する機能及び設備

②-i-a 多目的スペース

- 1 展示会場やイベント会場として利用する。
例) ギャラリー 交流イベント ミニコンサート 団体活動発表 パブリックビュー会場 物品販売 献血受付 各種相談会 確定申告 期日前投票所
- 2 待合せや談話、打合せ等に利用する。
- 3 各種ポスター・チラシの掲示スペースは、1階多目的スペースに設ける。
- 4 BCPの運用として、2階講堂を一時的な避難者の受入れ、1階多目的スペースを災害対応業務スペースに転用する。(再掲)

②-i-b 飲食スペース

重要度：B

待合いの際に利用したり、市民活動スペースとして利用したり、市民の利便性を考慮した配置とします。



カフェ・食堂の例

整備する機能及び設備

②-i-b 飲食スペース

- 1 2階に飲食スペースを設置する。
- 2 1階多目的スペースと2階飲食スペースを階段で繋ぐ。
- 3 BCPの運用として、事業者と災害協定を締結して炊き出しに活用する。

②-i-c その他利便機能

重要度：B

観光・イベント情報等を提供するスペースやATMコーナー、自動販売機コーナー、給水器、コピーサービス等は、市民が利用しやすい配置とします。

整備する機能及び設備	②-i-c その他利便機能
<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報は、デジタルサイネージ（後述）を利用して発信する。その他、各種ポスター・チラシの掲示スペースは、1階多目的スペース内に設ける。 2 ATMは、1階入口付近に設置する。 3 コピーサービスは、1階多目的スペース付近に設置する。 4 無料Wi-Fiは、1階フロアで利用できるよう設置する。セキュリティ対策を徹底する。 5 ポストは、1階多目的スペースに近い屋外に設置する。 6 喫煙室は、庁舎低層階屋上テラスに設置する。 	

3-2-2 窓口機能と相談機能

平成19年度（2008年度）ワンストップフロア推進事業によって、市民課を起点として各種手続きに係る窓口機能を低層階に配置し、また、エントランス付近に総合案内を設置しています。

1階集約型のこれまでの配置を基本としながら、市民のライフイベントに関する手続きや、福祉や税務関連窓口を集約した機能的な配置とし、移動負担を軽減し利便性を高めます。市民課を中心に関連部署を近接させる等、市民目線による集約連携サービスの実現を目指します。

さらに、一定量まとまりのある証明発行等の手続きや複数課にまたがるものの比較的簡便な転入・転出・出生・死亡に係る手続きについては、ワンストップで完結する窓口を目指して整備します。

個人のプライバシー保護の観点から、隣席との一定距離を確保し衝立てを設けた窓口カウンターとします。セキュリティ管理を徹底し、個室相談室を設置して市民の目的に応じて丁寧に対応できるスペースを確保します。

なお、ワンストップ窓口の実施に向けては、業務の選定や適切な配置及びレイアウト等、関係課によるワーキンググループの検討を経て、設計段階に反映する予定です。

②-ii-d 配置

重要度：A

庁舎の1階に利用が多い市民窓口を集約して配置します。ワンフロアに集約した各窓口は、書類の受け渡し等で連携を図り、待ち時間の短縮等を行うワンフロア集約連携サービスの実現を目指します。

整備する機能及び設備	②-ii-d 配置
<ol style="list-style-type: none"> 1 配置の概念は、組織（部・課）よりも業務の関連性を重視する。 2 1階は市民課業務を中心に、関連性の高い業務を集約して配置する。 3 高齢者や障がい者の移動を軽減するため、福祉関連窓口を入口付近に配置する。 4 証明書発行専用窓口（ワンストップ窓口）を、1階に配置する。 5 繁忙期の増設窓口や防災ラジオ受付等の臨時窓口は、多目的スペースに設置できるようにする。 	

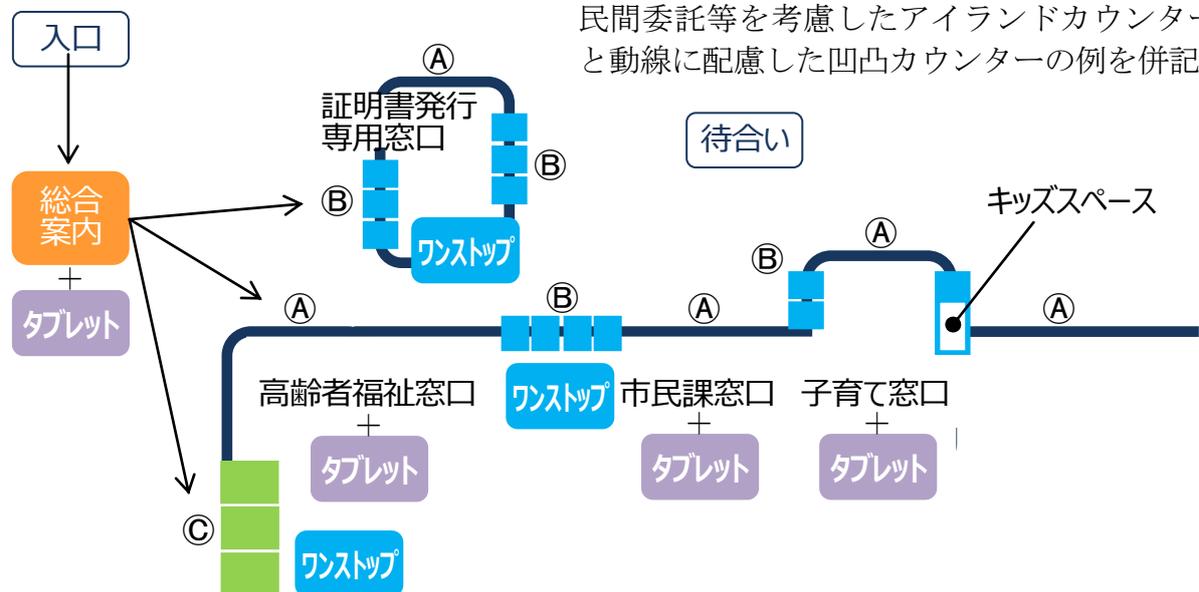
【手続き内容に応じた窓口機能の整理】

総合案内を市民動線の起点として、用件や手続きに応じた窓口形態を整備します。

- ①単純用件 → 衝立てのある**カウンター**（ハイカウンターまたはローカウンター）
- ②複数用件または聴き取りを含む手続き → **半個室** → ワンストップ窓口へ展開可能
- ③プライバシーに関わる相談を含む手続き → **個室** → ワンストップ窓口へ展開可能



【ワンフロア集約連携サービスの概要図】



民間委託等を考慮したアイランドカウンターと動線に配慮した凹凸カウンターの例を併記

【総合案内及び窓口業務課におけるタブレットの使い方】

総合案内及び窓口業務課がタブレットを所有します。総合案内において来庁者の用件を聞き取り、タブレットに簡易データ（受付番号・用件・白杖所有等）を入力します。用件先の窓口では、データを共有しているため、手続きに備えることができます。

また、多言語対応や観光情報等の提供がその場で可能となります。

②－ii－e 総合案内

重要度：B

視認性の高い総合案内を設置し、「案内係」を配置します。案内係は、目的に応じた窓口や手続きへの案内、複数の手続きが必要な場合の手助け、申請書等の記入補助等、窓口で迷うことなく、効率的に用件を済ませることができるようサポートを行うことを目指します。

整備する機能及び設備	②－ii－e 総合案内
1 視認性の高い総合案内を設置する。 2 総合案内を含む窓口業務課にタブレットを設置する。 3 総合案内付近にセルフサービス用の業務案内端末を、3～5台程度設置する。	

- 4 総合案内と窓口業務課は、タブレットを用いて進捗状況等を情報共有する。
- 5 総合案内等において受付番号を発券し、待合いでは、番号のみをボイスコールや画面表示する。
- 6 タブレットを用いて多言語対応する。

②-ii-f ワンストップ窓口

重要度：A

利用の多い証明書を一元化して発行できる「証明書発行専用窓口」を設置します。また、子育てや高齢者福祉に関する手続き等をまとめ、利用者の目的に応じた業務の集約化を図ります。

ワンストップ窓口の導入に向けて、執務スペースを確保し周辺機器を整備します。

整備する機能及び設備	②-ii-f ワンストップ窓口
1 証明書発行窓口を、1階に設置する。例) 住民票 戸籍 印鑑証明 所得証明	
2 各管理システムを、1台のPCを用いて切替えて操作できるようにする。	
3 1枚の申請書によって、複数の申請に対応できるようにする。	
4 手数料の支払いは、キャッシュレス化を推進する。例) 電子マネー カード決済	

②-ii-g 相談室

重要度：A

プライバシーに配慮した共用の半個室型窓口を設置して生活相談や聞き取りを行うとともに、主に相談業務を行う部署を配置する低層階には、共用の完全個室型相談室を確保します。



相談窓口の例

整備する機能及び設備	②-ii-g 相談室
1 広さは、半個室・個室とも1室当たり職員含め2～6人が利用するものとする。車いすに対応した広さとする。	
2 設置数は、半個室 1階 6～12室程度 2階 4～6室程度 とし、 個室 1階 3～6室程度 2階 2～4室程度 とする。	
3 設備は、半個室にプライバシーに配慮した高さの衝立てを設け、個室には、非常出口、呼出しボタン、防音、くもりガラス、電話機等を設ける。	
4 環境その他として、半個室・個室とも、タブレットを用いて多言語対応する。個室は、落ち着いた色調の壁とし、外の景色や自然光等があるとよい。	

3-2-3 高度情報化に適応できる庁舎

情報通信技術の進展に伴うICTを活用するために、電源や配線をフロア構造に格納します。また、防犯上有効なLAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を構築し、適正な電子データの保管やサーバの集中管理を行います。

総務省の推進する電子自治体*4の実現に向けて、パソコンや情報端末を用いて各種情報サービスを受けられる仕組みを構築します。

*4電子自治体：コンピュータやネットワーク等の情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に活用し、利用者の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化や合理化等を図る取り組みです。

②-iii-h フリーアクセスフロア

重要度：A

床下に一定の配線空間を設けたフリーアクセスフロア*5を導入します。



フリーアクセスフロアのイメージ
(OAフロアと同意)

*5フリーアクセスフロア：各種配線を床下に露出させることなく、床下に電力や電話、LANケーブル等を収用できます。配線用の床下空間のあるフロア構造のことです。

整備する機能及び設備	②-iii-h フリーアクセスフロア
<ol style="list-style-type: none"> 1 導入範囲は、倉庫やトイレ等を除く全庁の執務空間とする。 2 段差のないフラットな床とし、浸水対策として、1階はコンセントの高さや床材の選定等に留意する。(再掲) 	

②-iii-i 電子セキュリティ

【現有】 重要度：C

免震棟である防災センター内の現有機能（情報管理課及びサーバ室）を従来どおり利用します。

ICカード施錠の管理室及びサーバ室を備え、十分なセキュリティ対策を実施しています。新庁舎については、多重化や将来の拡張性を考慮し、庁内有線ネットワーク（LAN）を構築します。

整備する機能及び設備	②-iii-i 電子セキュリティ
<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の入線経路を二重化する。 2 光ケーブルを布設する。(拡張性) 	

②-iii-j 情報の発信・受信

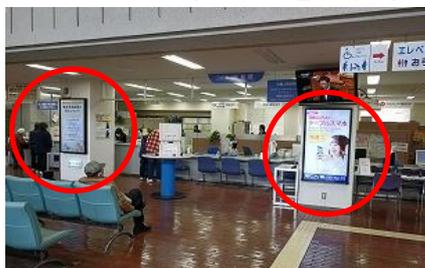
重要度：B

電子申請に対応する各種手続きの充実を図ります。

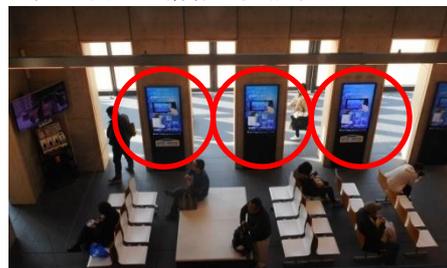
また、前述の多目的スペース（②-i-a）、または、その他利便機能（②-i-c）に市政や議会に関する情報や観光・イベント情報、市民の芸術・文化活動、市民団体やNPO等の活動に関する情報を紹介・発信する機能を設けます。

整備する機能及び設備	②-iii-j 情報の発信・受信
<ol style="list-style-type: none"> 1 電子申請の対応業務を拡充する。 2 情報発信は主にデジタルサイネージ*6を利用する。その他、各種ポスター・チラシの掲示スペースは、1階多目的スペースに設ける。(再掲) 3 デジタルサイネージは、待合い、多目的スペース、飲食スペース等に設置する。 4 デジタルサイネージに、窓口手続きの受付状況、バス運行状況、河川水位等の各種情報を随時加える。 	

*6デジタルサイネージ：電子的な表示機器（ディスプレイ）を使って情報を発信するシステム



現庁舎内のデジタルサイネージ（市民課前）



オルパーク内のデジタルサイネージ

3-2-4 議会機能

議会は、議決機関として独立性を確保する一方で、市民が身近に感じられる場としての環境整備が必要です。新庁舎では、適正な広さを有した議場のほか、議会活動に必要な諸室を同一フロアに配置するとともに、ユニバーサルデザイン*7を考慮した議場や傍聴席等を整備します。なお、議会中継機能は従前のおり保持します。

*7ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体的な状況、使用言語の違い等に関係なく、すべての人が快適に利用できるような建造物や都市空間、使いやすい製品や生活環境をデザインする考え方です。

②-iv-k 議場・傍聴席

重要度：A

議場は、議長席・議員席・理事者席は従前のおり対面式（基本型）の配置とします。傍聴席は、車いす用スペースを含めて必要な席数を確保し、ユニバーサルデザインに配慮したアプローチとします。

議会中継を行うための放送用設備を従前のおり設置します。

整備する機能及び設備	②-iv-k 議場・傍聴席
1 机は固定式とする。 2 多目的利用を可とする。議会開会中は不可とする。 3 様々な障がいのある方が議員席や傍聴席を利用することを想定し、ユニバーサルデザインに配慮する。 4 傍聴席と報道席は現状どおり上下に区分する。 5 その他ITを活用し、議員個々の投票ボタンによる評決表示、上下可変の演台及び放送用設備を設置する。	

②-iv-l その他諸室

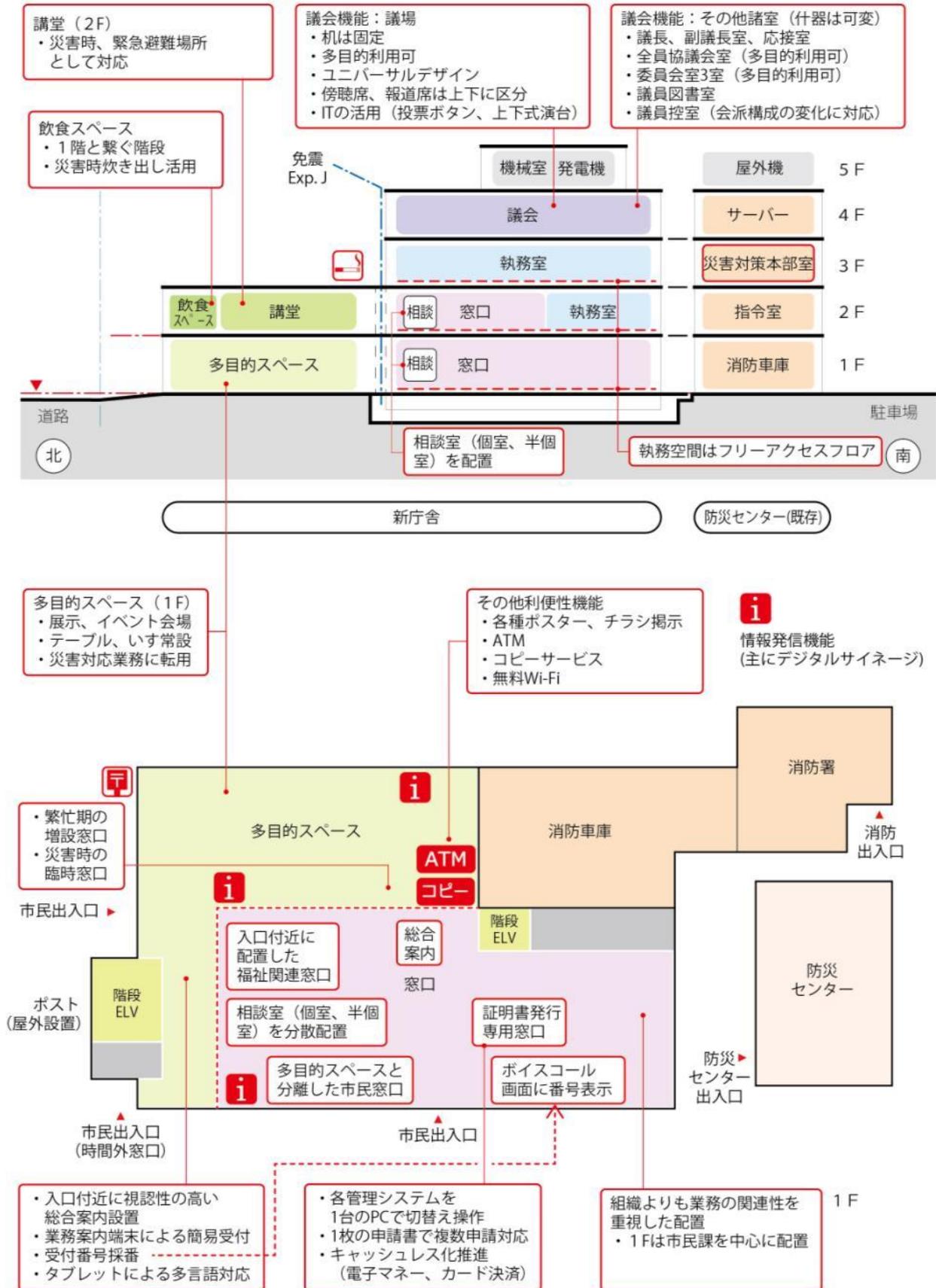
重要度：B

委員会室等は会議の形態、出席人数の変化にも柔軟に対応でき、多目的利用が可能な構造を検討します。

議員控室は、会派数や議員数の変化に対応できる構造とします。

整備する機能及び設備	②-iv-l その他諸室
1 諸室は、議長・副議長の執務室、全員協議会室、委員会室3室、議会図書室、控室、応接室を設置する。 2 机やいすは可動式とする。 3 多目的利用は、諸室のうち全員協議会室・委員会室3室を可とする。議会開会中は不可とする。 4 控室の仕様として、会派構成の変化に対応するものとする。	

市民利便性向上機能の配置図



3-3 ストレスフリー（ユニバーサルデザイン・環境配慮）

ストレスフリーに係る基本理念、基本的機能及び基本的機能の整備方針は、基本構想をもとに各種会議における協議・検討を経て具体化しています。

これらは、新庁舎建設に向け必要な条件として基本設計に反映していきます。

基本理念：③ 人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎

市庁舎を訪れるさまざまな方々に、利用しやすい環境を整える必要があります。プライバシーに配慮しながらも全体的にオープンスペースとし、ストレスフリーな空間を創出します。交通手段、年齢、性別、障がいの有無等、いずれの方にも使いやすく分かりやすい動線や案内サイン、設備や空間形成への細やかな配慮が求められています。

また、地球温暖化防止の観点から、省エネルギー・省資源対策への取組みが一層求められています。自然エネルギーを積極的に活用しランニングコストの低減を図る等、環境負荷の抑制と経済効率の高さを追求した庁舎とします。

新庁舎は、ユニバーサルデザインに配慮した、人にも自然にも負荷の少ない庁舎とし、具体的には、以下の基本的機能を設定します。

基本理念：③ 人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎

基本的機能		基本的機能の整備方針
③-i ユニバーサルデザイン	→	③-i-a 窓口カウンター
③-ii 省エネルギー・省資源		③-i-b トイレ
③-iii 駐車場・駐輪場		③-i-c キッズスペース・授乳室
③-iv 長寿命化		③-i-d 廊下・エレベーター
③-v デザイン		③-i-e 案内サイン
	↓	③-ii-f 再生可能エネルギーの活用
③-iii-m 電気自動車の充電設備		③-ii-g 見える化モニター
③-iv-n 省エネ素材の採用		③-ii-h 蓄電設備
③-iv-o 長期耐久性と空間可変性		③-iii-i 駐車場
③-v-p 外観・屋根		③-iii-j おもいやり駐車スペース
③-v-q 植栽・外構		③-iii-k 駐輪場
		③-iii-l バス・タクシーの乗降所

3-3-1 ユニバーサルデザイン

窓口カウンターの高さへの配慮や、多目的トイレ、キッズスペース、授乳室の整備等、さまざまな人々の自由な活動を可能にする施設とします。子どもからお年寄り、障がいのある方等の多様なニーズに応えるため、ユニバーサルデザインの概念を取り入れた施設・設備とします。

車いすやベビーカーを利用する来庁者が安全に庁内を移動できるよう、フロアは段差を排除したつくりとします。また、視覚に障がいのある方が、不自由なく移動できるよう点字ブロック等を配置します。十分な広さの通路動線を確保し、わかりやすい空間構

成や日本語を読めない方にも配慮した案内表示等を整備します。

③-i-a 窓口カウンター

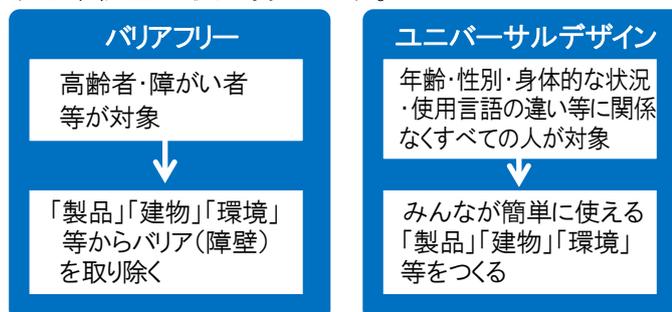
重要度：A

窓口の来客用カウンターは椅子式とし、来庁者が座って手続き等を行えるよう配慮します。業務内容によって、カウンター席と半個室を使い分けます。

(前述 窓口機能と相談機能)

隣席との境界に仕切り用の衝立てを設置することでプライバシーを確保します。

なお、手続き内容や利用者の状況に応じて、車いすのカウンターやハイカウンターを設置します。



整備する機能及び設備	③-i-a 窓口カウンター
1 窓口カウンターは、バリアフリー基準により設置する。 2 カウンターの隣席境界に衝立てを設置して、プライバシーを確保する。	

③-i-b トイレ

重要度：A

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた誰もが使いやすいトイレを、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*8」の「誘導基準」により設置します。

また、「福井県福祉のまちづくり条例（平成8年福井県条例第38号）」の「整備基準」を満たすものとします。

*8高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：高齢者、障がい者、妊婦等が、移動や施設を利用する際の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通機関や公共施設のバリアフリー化を推進するため制定された法律です。

【誘導基準】

廊下	義務	・廊下幅120cm以上 高齢者等が円滑に利用できるための経路上にあるもの
	誘導基準	・廊下幅180cm以上 車いす使用者の利用上支障とならない部分を除く
エレベーター	義務	・かごの奥行き135cm以上 ・かごの幅140cm以上 高齢者等が円滑に利用できるための経路上にあるもの
	誘導基準	・かごの奥行き135cm以上 ・かごの幅140cm以上 不特定多数の者が利用するすべて160cm以上 不特定多数の者が利用する1以上
車いす用 駐車場	義務	・車いす使用者用の駐車施設の設置 1台以上 ・駐車スペースの幅350cm以上
	誘導基準	・車いす使用者用の駐車施設の設置 設置台数の2%以上 ・駐車スペースの幅 350cm以上
多目的 トイレ	義務	・車いす使用者用個室トイレ 建物全体で1以上 ・オストメイト対応の個室トイレ 建物全体で1以上
	誘導基準	・車いす使用者用個室トイレ 各階に設置している個室トイレの2%以上 ・オストメイト対応の個室トイレ 各階1以上

整備する機能及び設備	③-i-b トイレ
1 各種トイレは、誘導基準（整備基準）により設置する。 2 トイレは、洋式トイレを基本とする。和式トイレは1階に男女1箇所ずつとする。 3 多目的トイレは、各階に設置する。	

検討4 盲導犬用トイレは、駐車場付近に設置する。

③ー i ーc キッズスペース・授乳室

重要度：B

子ども連れの利用者に配慮し、子育て関連の窓口に併設して、キッズスペース・授乳室（おむつ替えの台含む。）を設置します。

エントランスにはベビーカーを常備します。



キッズスペースの例

整備する機能及び設備

③ー i ーc キッズスペース・授乳室

- 1 授乳室（おむつ替えの台含む。）は、多目的トイレとは別に整備する。
- 2 キッズスペースは、保護者の目が届きやすいように設置する。

③ー i ーd 廊下・エレベーター

重要度：A

廊下等の共用部分は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の「誘導基準」に基づいて、幅や機能を確保します。

また、「福井県福祉のまちづくり条例（平成8年福井県条例第38号）」の「整備基準」を満たすものとします。エントランスには車いすを常備します。

整備する機能及び設備

③ー i ーd 廊下・エレベーター

- 1 廊下・エレベーターは、誘導基準（整備基準）を満たした幅や機能を確保する。凸凹の床の意匠やすべりやすい素材は避ける。
- 2 点字ブロックは、先が丸くつまずきにくいもので、弱視の方も認識のしやすい色とする。

③ー i ーe 案内サイン

重要度：A

案内サインは、標準化を図るとともに、組織改編にも柔軟に対応できる形式を検討します。

案内板等の色彩について、わかりやすい配色となるよう工夫します。



案内サインの例



床面誘導案内の例

整備する機能及び設備

③ー i ーe 案内サイン

- 1 サインは標準化し、エリアによって色を分けたり、設置場所、大きさ、高さ等視認性に十分配慮する。
- 2 ピクトグラム*9を用いた視認性に加え、多言語表記や点字表記を行う。

*9ピクトグラム：対象物や情報から視覚イメージを抽出し、図記号で表したものです。



3-3-2 省エネルギー・省資源

太陽光発電等再生可能エネルギーの積極的な活用を図ります。多様な発電手段の確保は、環境にやさしい庁舎を目指すうえでも災害に強い庁舎を目指すうえでも有効です。さらに、エントランスにおいてエネルギー収支バランスが分かるモニターを設置する等、自然エネルギー利用の「見える化」を進め、環境施策の啓発活動の一環と位置付けます。

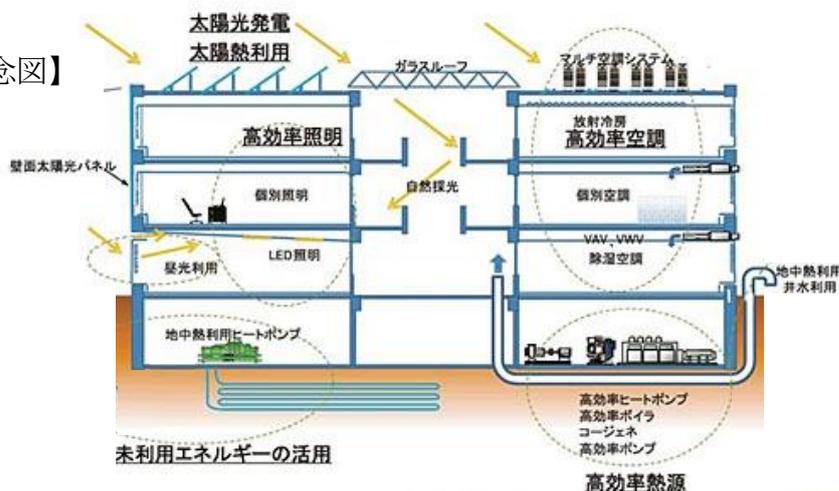
また、空調システム等大量の熱源を要する設備は、消費電力の削減と電力負荷の平準化に配慮します。

③-ii-f 再生可能エネルギーの活用

重要度：A

自然採光・通風を十分確保するとともに、太陽光、地中熱、井水等の再生可能エネルギーを活用し、日射の遮へい、断熱性・気密性の向上等建物としての基本的性能を高めます。

【ZEB*10 概念図】



*10ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：室内及び室外の環境品質を低下させることなく、負荷抑制、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化等により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入し、その結果、運用時におけるエネルギーの需要と供給の年間積算収支（消費と生成の収支）が概ねゼロもしくはプラス（供給量＞需要量）となる建築物のことです。経済産業省・国土交通省・環境省が推進・普及に取り組んでいます。

整備する機能及び設備

③-ii-f 再生可能エネルギーの活用

1 ZEBready（消費電力△50%、生成電力+5%）を目指す。

検討2 再生可能エネルギー等に係る設備は、基礎調査（地熱調査等）の結果を受けて決定する。

【環境負荷軽減に資する先進技術の導入とコストに係る考え方】

地球温暖化対策に有効な手段として、平成27年（2015年）環境省は「ZEBロードマップ」を定め、普及促進に努めています。一般に、再生可能エネルギーや省エネルギーに係る諸設備は、通常設備に比べ初期投資が1割程度増加すると言われています。

新庁舎建設にあたっては、個別の国の補助メニューを活用し、当市の負担額を抑えつつ環境負荷軽減を推進する考えです。

導入設備により差異がありますが、国の補助メニューを活用する前提においては、初期投資の増加分を約15年分のランニングコストの削減で補うことができます。

現在検討中の再生可能エネルギー等は、以下の表のとおりです。基礎調査（地熱調査等）を経て導入設備を決定します。

【ZEB概念に関連する設備等の評価】

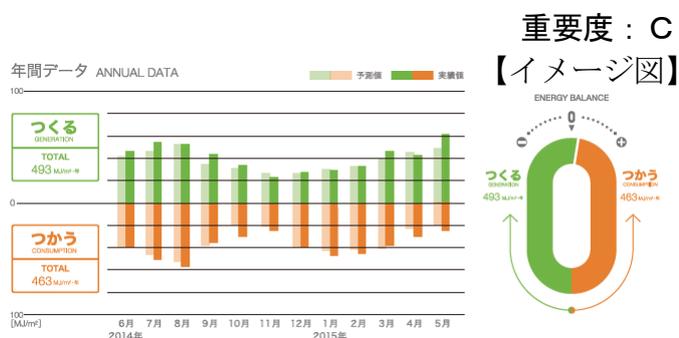
区分	種類	用途	新たに設ける設備等	ランニングコスト削減効果	BCP貢献性
再生可能エネルギー (自然エネルギー)	太陽光	発電・蓄電	太陽光パネル(屋根・壁面)・H2Oneユニット	◎	◎
		自然採光	トップライト	○	○
	雨水・井水	空調	地下水熱ヒートポンプ	◎	◎
		駐車場の融雪	地下埋設管網(冬季:融雪 夏季:高温抑制)	△	○
		緑地散水 マンホールトイレの流水	緊急用排水貯留槽	△ △	△ ○
風	自然通風 発電・蓄電	夏季:免震ピットを活用した外気導入 風車(屋上)・H2Oneユニット	○ ◎	○ ◎	
地中熱	空調 ロータリーの融雪	地中熱ヒートポンプ ヒートパイプ(空気循環・ポンプなし)	◎ △	◎ ○	
省エネルギー	負荷軽減	高断熱	ダブルスキングラス、高断熱性能外壁	◎	○
		日射抑制	ライトシェルフ(中庇)	○	○
		高温抑制	屋上緑化	△	○
	高効率化	空調	高効率ヒートポンプ、床吹き出し空調、人感センサー	◎	○
		照明	LED、人感センサー	◎	○
その他	最適運用	蓄電	夜間・余剰電力を蓄電(H2Oneユニット)	○	◎
		中央制御	BEMSによる運用適正化	◎	◎

※BCPの貢献性を加味。

③-ii-g 見える化モニター

再生可能エネルギーを用いて庁舎内で発電している電力と、消費している電力の状況をモニター表示します。

環境にやさしい取組みを啓発します。



整備する機能及び設備	③-ii-g 見える化モニター
1 発電状況や消費状況は、デジタルサイネージを利用して情報提供する。	

③-ii-h 蓄電設備

重要度：A

再生可能エネルギーを用いて余剰に発電した電力等を、蓄電利用するための設備を設置します。

整備する機能及び設備	③-ii-h 蓄電設備
1 自立型水素エネルギー供給システムを用いて、夏場の太陽光発電時の余剰電力を水素として保管しておき、冬場に電力として利用する(ピークシフト)。	
2 同システムを用いて、夜間の小風力発電を蓄電利用する。	

3-3-3 駐車場・駐輪場

来庁者の主要な交通手段は自家用車であることから、乗り降りに十分な広さを確保した駐車マスを確保します。立体駐車場を整備し公用車を集約することで、できるだけ多くの来庁者用駐車場を確保します。敷地内の出入口を複数箇所設け、庁舎入口付近には、乗降者用の車寄せやおもいやり駐車スペースを設置します。

敷地内の歩行者と車のそれぞれの動線を安全性に配慮して設け、駐輪場をわかりやすい位置に配置します。

また、環境負荷の低減に貢献するため、電気自動車充電設備を駐車場内に設置します。バス・タクシーの乗降所を敷地内に整備します。

③-iii-i 駐車場

重要度：A

隣接して消防庁舎を整備することから緊急車両の駐車スペースについては、来庁者用駐車場とは分離して配置し、緊急時の活動に支障のないよう配慮します。

敷地入口及び駐車場等から庁舎への動線は、人と車両共にその安全性に配慮します。

現庁舎敷地内駐車場台数（287台 公用車含む。）以上を確保します。

工事期間中の来庁者駐車場不足に対応するため、立体駐車場を新庁舎建設に先駆けて整備します。

整備する機能及び設備	③-iii-i 駐車場
1 動線は次の事項に配慮する。 (1)歩行者と車両：駐車場から庁舎への歩行者動線に屋根を設け視覚的にも区分 (2)公用車の集約：新庁舎整備後に立体駐車場内に公用車を集約 (3)コミュニティバス：ターミナルを整備（後述）し敷地内走行区域を限定 2 立体駐車場を敷地南西に整備する。工事期間中の来庁者駐車場として利用し、新庁舎整備後は公用車駐車場として使用する。	

検討3 駐車場の有料化を引き続き検討する。

③-iii-j おもいやり駐車スペース

重要度：A

庁舎入口に近接して、高齢者、車いすを利用している方、妊婦、乳幼児連れの方等が利用できる専用駐車場を10台程度設置します。また、この専用駐車場から庁舎入口までは高低差を少なくし、悪天候の日であっても雨や雪にさらされることなく移動が可能となるよう屋根等を設置します。

現庁舎前の状況：
身障者用駐車場と
おもいやり駐車場



整備する機能及び設備	③-iii-j おもいやり駐車スペース
1 車いす駐車場の台数は、4台程度とする。 2 おもいやり駐車場の台数は、6台程度とする。 3 おもいやり駐車場と庁舎の高低差を少なくする。 4 おもいやり駐車場から庁舎入口までは、屋根を設ける。	

③-iii-k 駐輪場

重要度：B

自転車利用の動向を踏まえ、必要台数を確保した駐輪場を整備します。駐輪場は、自転車を整理して置くことができるよう、設置方法を工夫します。

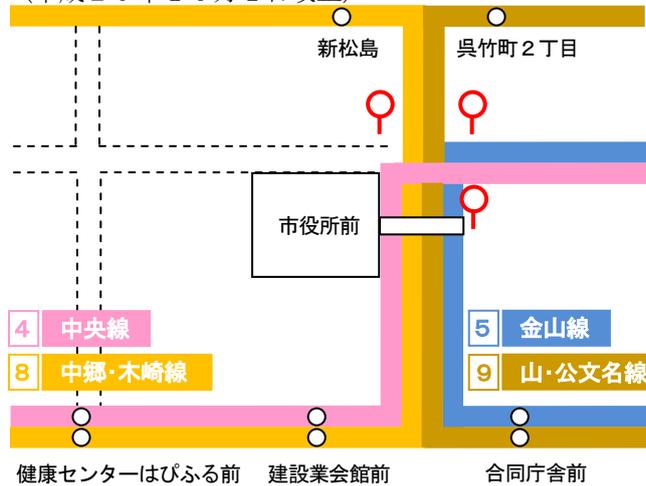
整備する機能及び設備	③-iii-k 駐輪場
1 来庁者にわかりやすい場所に駐輪場を設置する。 2 来庁者駐輪場の台数は、50台程度とする。(自転車40台、バイク10台) 3 職員駐輪場の台数は、50台程度とする。	

③-iii-l バス・タクシーの乗降所

重要度：B

バス・タクシー等での来庁者に配慮して、乗降所を庁舎出入口付近に整備します。併せて、利便性向上のため庁舎周辺の3つのバス乗降所を、ターミナルとして集約します。開庁時間中は、庁舎内において発着情報を提供します。

現状のコミュニティバス路線図及び停留所位置図
(平成29年10月1日改正)



3つの停留所を集約した敷地計画



整備する機能及び設備	③-iii-l バス・タクシーの乗降所
1 周辺に所在する3つのバス停留所を敷地内北西角に集約する。 2 2台同時発着できるターミナルとして庁舎出入口付近に整備する。 3 コミュニティバス発着情報を提供するモニターを設置する。(デジタルサイネージの利用) 4 利用者の乗降に配慮し屋根を設置する。 5 タクシーの乗降所の位置は、ロータリー又はおもいやり駐車スペース付近とする。	

検討6 地中熱利用の融雪装置をロータリーに設置する。

③-iii-m 電気自動車の充電設備

重要度：C

駐車場に、電気自動車の充電用プラグを設置します。

整備する機能及び設備	③-iii-m 電気自動車の充電設備
1 充電設備は、少なくとも1台分設置する。	

3-3-4 長寿命化

建物の構造体は長期耐久性を確保するとともに、将来変化にも柔軟に対応できる空間可変性を確保した庁舎とします。

施設照明にはLED等の照明器具を採用することを基本とします。

先進技術の導入にあたっては、国による環境保全に関する基準等を参考に設計段階で費用対効果の検討を行いながら、環境にやさしい経済性にすぐれた庁舎を目指します。

③-iv-n 省エネ素材の採用

重要度：B

LED等や、照明・空調センサー等の制御装置を導入します。

内部空間や外壁面においては、汚れにくく清掃のしやすい仕上材を採用します。

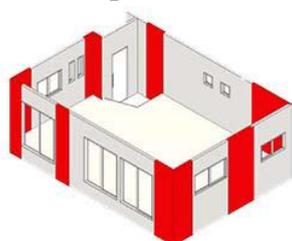
整備する機能及び設備	③-iv-n 省エネ素材の採用
1 照明は、全LED化する。 2 照明・空調・換気等に人感センサーを導入し効率化する。 3 庁舎内の電力需給を中央制御し最適化する。 4 仕上材の採用基準は、断熱性、気密性、耐久性、防汚性、メンテナンスのしやすさとする。	

③-iv-o 長期耐久性と空間可変性

重要度：A

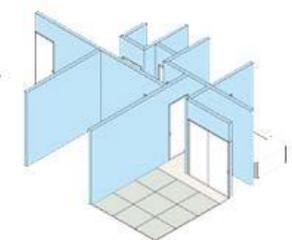
長寿命の庁舎の建設に資する建築構造と材料を選択するとともに、規格品の採用にも留意します。建物の柱・梁・床等の構造躯体（スケルトン）と内装・設備等（インフィル）を分離した工法を採用します。

【イメージ図】



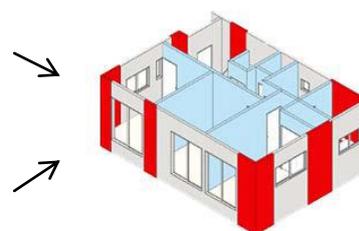
■スケルトン

構造・基礎・外壁・屋根等
 →建物の強さなどの基本性能を決める部分
 長期間の耐久性を重視



■インフィル

仕切り壁・設備・内装・仕上げ等
 →ライフスタイルを決める部分
 内装や設備の更新、間取り等のニーズの変化にも柔軟に対応可能



整備する機能及び設備	③-iv-o 長期耐久性と空間可変性
1 建築構造（免震・制震）により、適正な柱・梁の材料を選定する。 2 構造躯体と内装・設備等は分離した工法を採用する。	

3-3-5 デザイン

建設地の敷地条件や施設規模に応じて建物配置や平面計画の検討を行うとともに、建物ボリュームや外装材のデザイン・屋根形状の工夫を行う等、周辺環境も踏まえた庁舎デザインとします。

新庁舎は、市のシンボルにふさわしい外観を目指します。

周辺環境に見合った外構・植栽計画とし、市民が親しみ来庁しやすい庁舎となるよう、屋外空間の機能や設置場所を踏まえ、緑による効果や植生を考慮した緑化計画を検討します。

③-v-p 外観・屋根

重要度：B

周辺環境に調和した機能美が現れるデザインとし、基本設計段階で具体的に検討します。

整備する機能及び設備	③-v-p 外観・屋根
1 市庁舎・消防庁舎・防災センターは、外観デザインの調和を図る。 2 出入口は、車・バス・自転車・徒歩等の交通手段による動線に配慮し複数箇所設置する。	

③-v-q 植栽・外構

重要度：B

周辺環境に調和した落ち着いた緑化計画とし、基本設計段階で具体的に検討します。

整備する機能及び設備	③-v-q 植栽・外構
1 植栽は、基本設計の段階で外構を使って整備する。 2 駐車マスの一部を芝生化する。(再掲) 3 市庁舎低層階及び消防庁舎の屋上を緑化する。(再掲)	

3-4 機能的・効率的な庁舎

機能的・効率的な庁舎に係る基本理念、基本的機能及び基本的機能の整備方針は、基本構想をもとに各種会議における協議・検討を経て具体化しています。

これらは、新庁舎建設に向け必要な条件として基本設計に反映していきます。

基本理念：④ 行政サービス提供のための機能性に優れ柔軟で効率的な庁舎

情報化社会に対応した建物構造や設備と合わせて、事務効率に配慮した機能的な庁舎とします。また、社会情勢や市民ニーズの変化による行政組織や行政サービスの見直し等、将来の変化に対応できる柔軟な機能と空間を確保します。

個人情報保護の観点から、個人情報に係るセキュリティ管理を徹底した執務空間とし、書類やデータの保管においても、情報の取り出しやすさと秘匿性の保持にすぐれた文書管理システムを導入します。

新庁舎は、行政ニーズの変化に柔軟に対応できる汎用性を備えた庁舎とし、具体的には、以下の基本的機能を設定します。

基本理念：④ 行政サービス提供のための機能性に優れ柔軟で効率的な庁舎	
基本的機能	基本的機能の整備方針
④-i 機能的なサポートスペース	④-i-a レイアウト
④-ii 効率的な運用管理	④-i-b セキュリティ
④-iii メンテナンスのしやすさ	④-i-c バックヤード
	④-i-d 会議・ミーティングスペース
	④-i-e 書庫・倉庫
	④-ii-f ライフサイクルコストの縮減
	④-iii-g メンテナンス動線・スペース

3-4-1 機能的なサポートスペース

社会情勢や市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、機能性に優れ柔軟に対応しうるオープンフロアを基本とします。

市民の重要な個人データをはじめ、さまざまな文書管理や保護が可能で、情報化社会に対応した機能を備えた執務スペースに配慮します。

会議室は、可動間仕切りを用いて効率のよい空間形成ができるよう工夫します。

④-i-a レイアウト

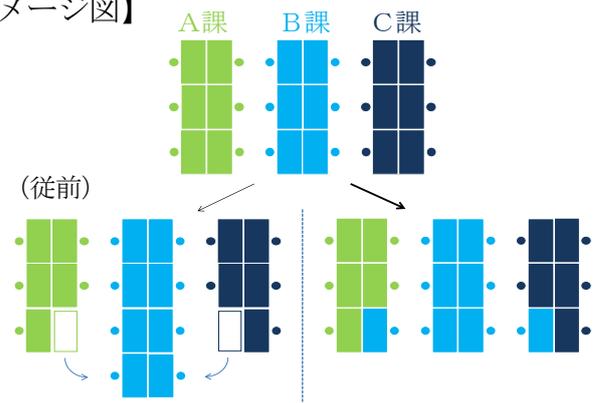
重要度：A

執務スペースは、各課の業務特性（相談スペース・作業スペース）や、業務上のつながりに配慮した配置や、業務に必要なフロアスペースの確保、円滑なコミュニケーションが図れるレイアウトを採用します。

具体的には、各課の間に間仕切りは設けず、机やイス、什器類等の大きさを揃え、統一感のある執務スペースとします。異動に伴う経費を抑え、柔軟に対応できるユニバーサルレイアウト*11方式を採用します。

窓口対応が多い課は、一定の奥行と職員が動きやすい通路を確保し、パソコン等OA端末の設置位置を考慮した来庁者対応のしやすい執務スペースとします。

【イメージ図】



*11ユニバーサルレイアウト：「人」「書類」の移動で対応可能な執務スペースのことです。

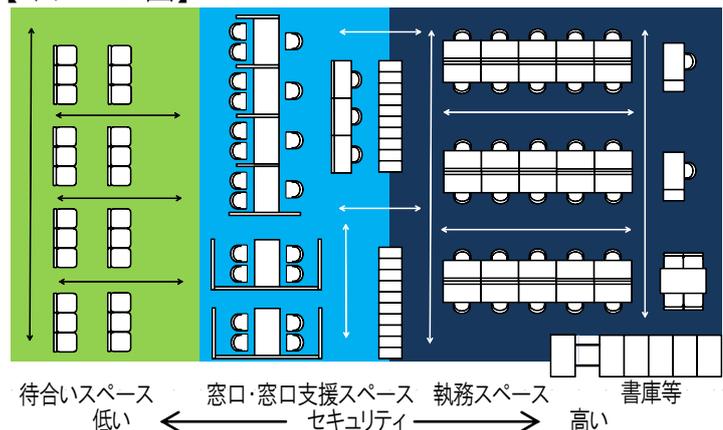
整備する機能及び設備	④-i-a レイアウト
<ol style="list-style-type: none"> 1 ユニバーサルレイアウトを採用する。 2 バリアフリー基準によるレイアウトとする。 3 コピー機を共同利用し、消耗品の共同保管庫を設置する。 	

④-i-b セキュリティ

重要度：A

通路や待合い等の共有スペースと執務スペースを明確に区分することでセキュリティを高め、業務や行政サービスに応じて、カウンターの形状を工夫します。
 窓口カウンターからは執務スペースの個人情報が見えないよう配慮します。

【イメージ図】



整備する機能及び設備	④-i-b セキュリティ
<ol style="list-style-type: none"> 1 待合いスペースと執務スペースを明確に区分する。 	

④-i-c バックヤード

重要度：B

職員の休憩室や更衣室等を、「労働安全衛生法」に基づきバックヤードとして設置します。窓口対応が多い課については、執務スペース以外で昼食を取ることができるよう配慮します。

災害応急対策活動時等のため、職員用の仮眠室・シャワー室等を設置します。

整備する機能及び設備	④-i-c バックヤード
<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者動線と業者及び職員の動線とは、明確に区分する。 2 業務用エレベーターは、市民利用と分けてバックヤードに設置する。 3 荷物の搬出・搬入用の駐車スペースを設置する。 4 給湯室、休憩室、仮眠室、更衣室及びシャワー室をバックヤードに設置する。 	

④ー i -d 会議・ミーティングスペース

重要度：B

執務スペースには、ミーティングスペースを確保します。

会議室は、利用人数やフロア構成に合わせて部屋数や必要な面積を確保するとともに、会議形態、利用人数に合わせて柔軟に対応できるように可動間仕切り等を設置します。

効果的な会議の運営のため、各会議室のインターネット環境の整備や、スクリーン、電子ホワイトボード、資料閲覧用タブレットの活用等、会議室のICT化を推進します。

整備する機能及び設備	④ー i -d 会議・ミーティングスペース
1 ミーティングスペースは、各階に設置する。 2 講堂や会議室には可動間仕切りを設置する。 3 ICカード等のセキュリティを確保した会議室（作業スペース）を設置する。	

検討4 会議のICT化を推進し、省紙・省スペース・事務効率の向上を目指す。

④ー i -e 書庫・倉庫

重要度：B

執務スペースにおける文書保管量のスリム化を検討し、書庫スペースの効率化を図ります。

書庫スペースとして、法令等に基づく保管文書等については、保存年限に応じた専用の保管スペースを適切に確保します。

整備する機能及び設備	④ー i -e 書庫・倉庫
1 文書保管量をスリム化する。 2 保管文書用のスペースを設置する。 3 事業用機材等を収納する倉庫を設置する。	

3-4-2 効率的な運用管理

省エネルギーや自然エネルギーの活用等を考慮し、維持・管理・運営がしやすく、ライフサイクルコスト*12を抑えた経済性に優れた庁舎とします。

*12ライフサイクルコスト：建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物の全生涯に要する費用の総額をいいます。

④ー ii -f ライフサイクルコストの縮減

重要度：A

設計時の詳細検討により、建設費（イニシャルコスト）の縮減に努めるとともに、建物のライフサイクルにおいて大きな比重を占める維持管理費、修繕費、更新費、光熱水費等のランニングコストをできるだけ抑制できるような施設づくりを目指します。

光熱水費については、各種省エネ機能の効果的な運用が可能となるよう、空調や照明等の設備を一元管理できるシステムを導入し、季節や利用状況に応じて最適なエネルギー使用をコントロールします。

整備する機能及び設備	④ー ii -f ライフサイクルコストの縮減
1 照明・空調・換気等に人感センサーを導入し効率化する。（再掲） 2 庁舎内の電気需給を中央制御し最適化する。（再掲） 3 太陽光、自然通風、地中熱、井水等自然エネルギーを活用する。（再掲）	

3-4-3 メンテナンスのしやすさ

設備のメンテナンスに支障がないよう作業動線やスペースをあらかじめ確保します。

④-i-iii-g メンテナンス動線・スペース

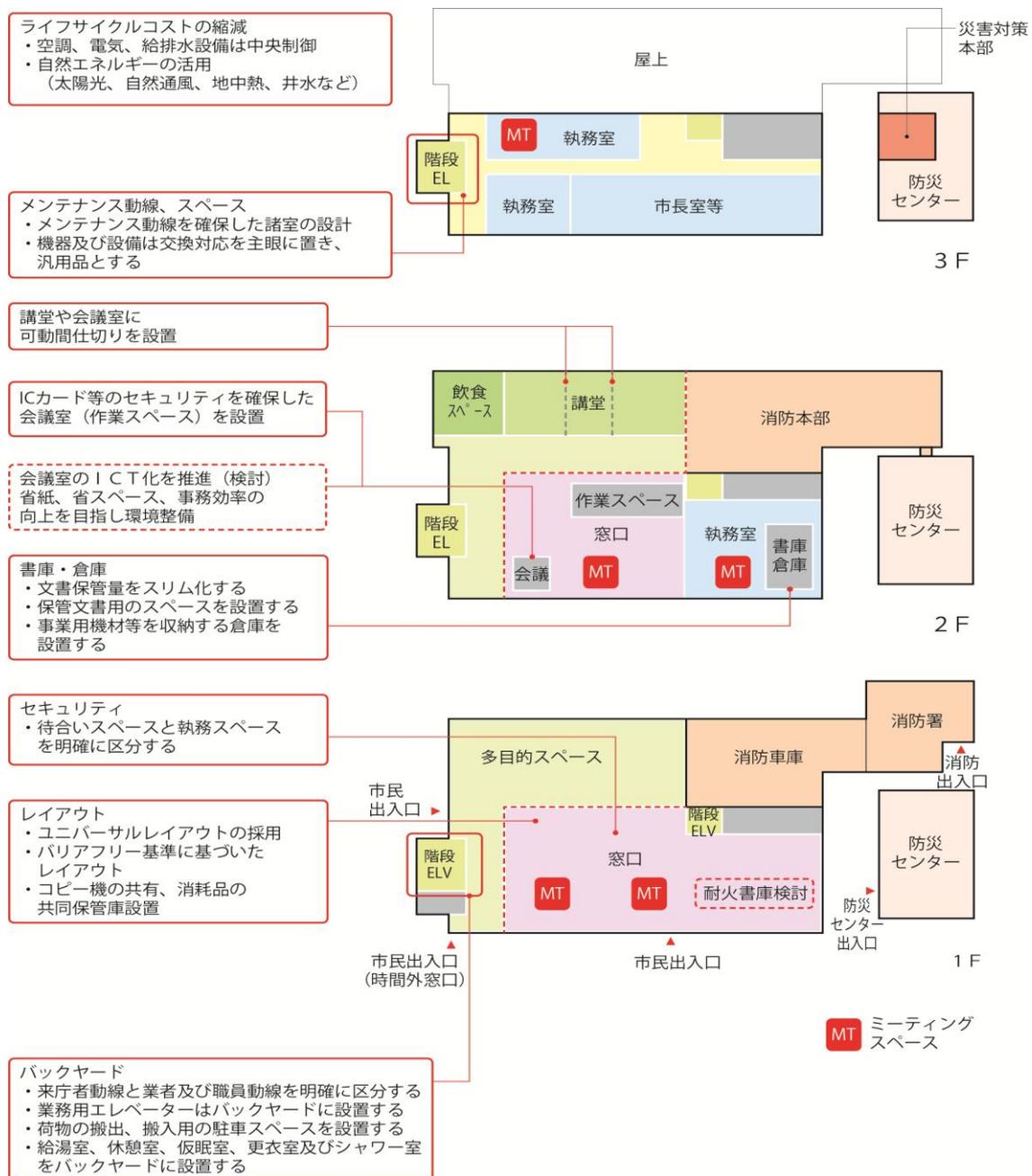
重要度：B

設備室や配線・配管ルート等、維持管理や将来更新が容易に行えるメンテナンスの動線及びメンテナンスのスペースを適切に確保します。

採用する資材や設備システムは、機能的で汎用性のあるものとし、将来の修繕等交換時の対応のしやすさに配慮します。

整備する機能及び設備	④-i-g メンテナンス動線・スペース
1 メンテナンス動線を確保した諸室の設計とし、作業効率性・安全性の向上を図る。	
2 機器及び設備は、交換対応を主眼に置き汎用品とする。	

機能的・効率的な庁舎機能の配置図



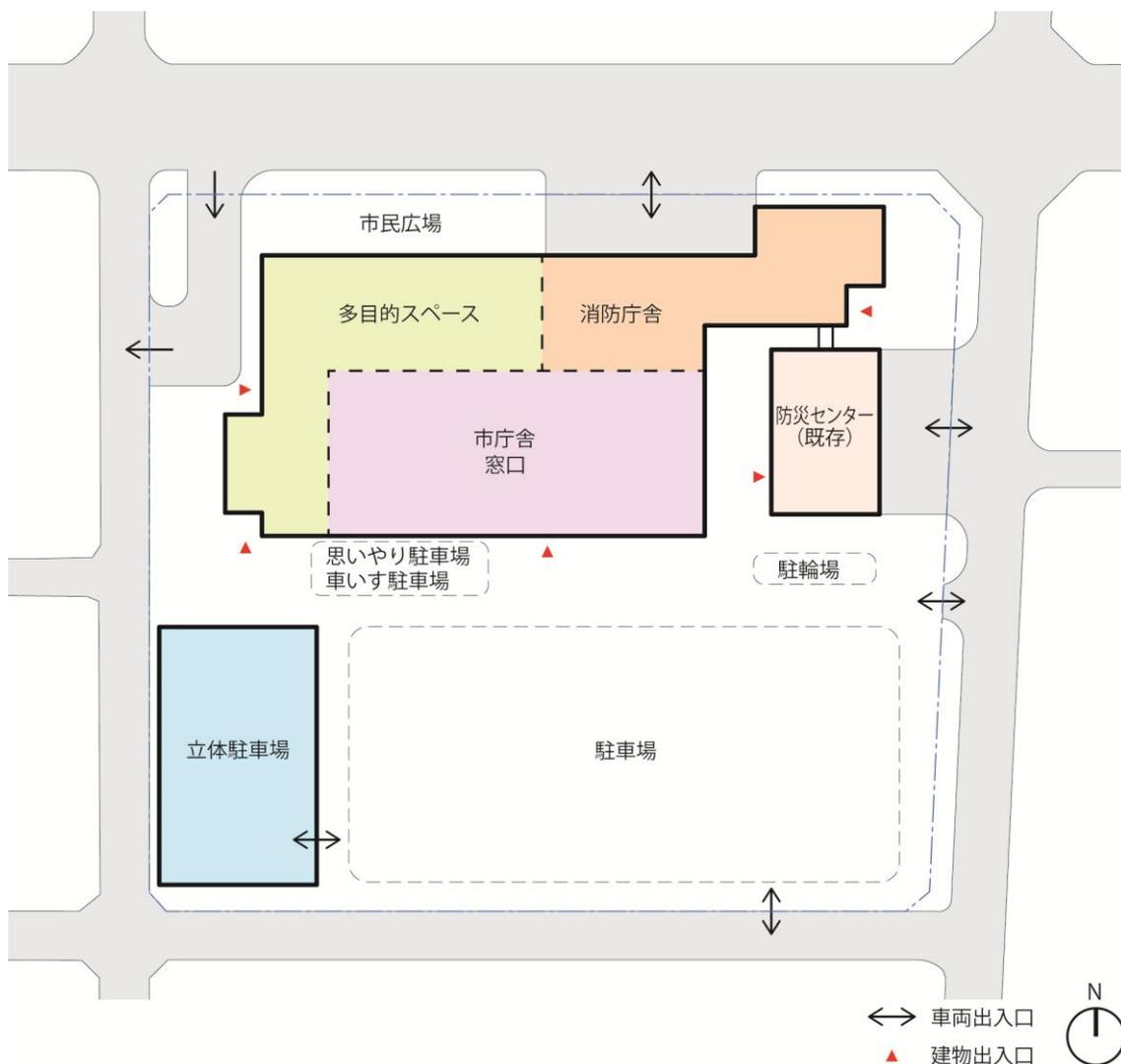
■ 4 事業計画

4-1 配置及び敷地計画

新庁舎は、現市庁舎及び現消防庁舎、並びにその他既存建物を避け、現北側駐車場に建設することとします。同時期に建設予定の新消防庁舎とひとつの建物として合築し、防災センターと連絡通路を設けることで、災害時にも迅速な意思決定のできる防災強化型の庁舎として計画します。また、市民利用の円滑化の観点から、立体駐車場及び市内循環バスのターミナルを整備します。

敷地概要

- ① 建設地 : 福井県敦賀市中央町2丁目1番地1号 (現 敦賀市庁舎敷地)
- ② 敷地面積 : 15,185.23㎡
- ③ 地域地区 : 用途地域 第一種住居地域
 建ぺい率、容積率 60%、200%
 防火、準防火 指定なし
 日影規制 あり
 ※ 測定面 : 平均地盤面からの高さ4m
 ※ 規制値 : 敷地境界から5~10m/5時間、10m超/3時間



4-2 階の構成

新庁舎の階構成は以下のとおりとします。

【1階】

1階は、多目的スペースと市民窓口部門を集約し、市民が利用しやすい計画とします。

【2・3階】

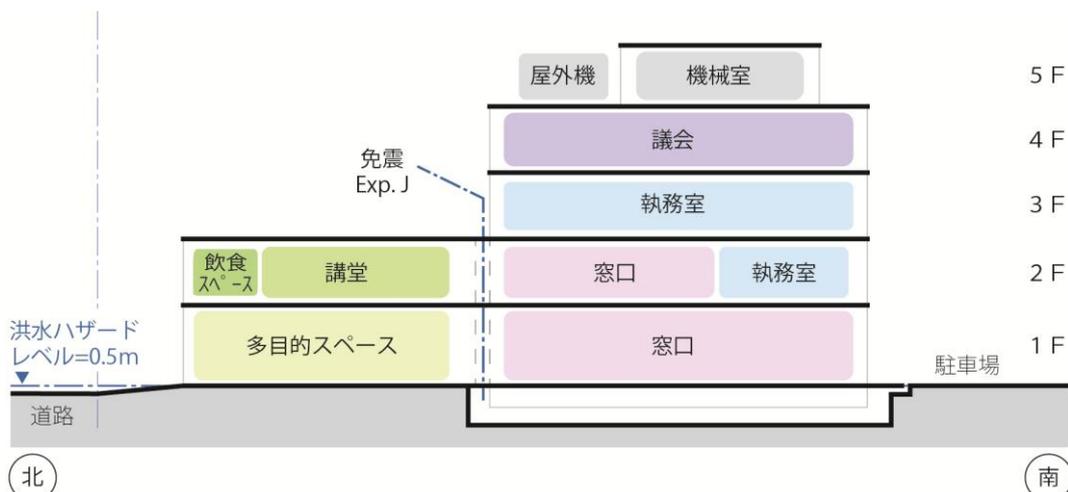
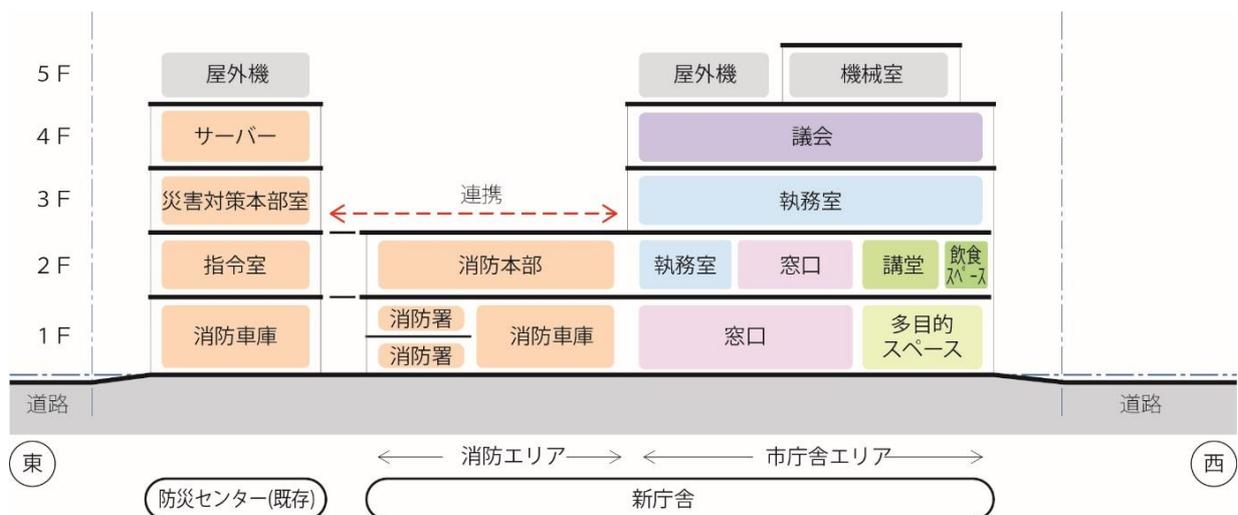
2階は、道路や水道等のインフラを維持管理する専門的な業務を行う部門を配置します。消防庁舎は、敦賀美方消防組合消防本部を配置し、防災センター内の指令室と連携して市民の生命及び財産を事故や災害等から守ります。

3階は、市長室のほか庁議室、企画部門、管理部門を配置し、重要な政策を協議する場とします。また、災害時には、防災センター内の災害対策本部と連携します。

【4階・屋上階】

4階は、議会部門を集約配置する計画とします。屋上階は、機械室を配置します。

なお、ハザードマップの浸水想定が0.5m未満であることから、新庁舎1階をそれよりも高い位置に上げる（0.7m）ことにより浸水対策のひとつとしています。



4-3 各階のゾーニング

新庁舎の平面計画は、「第3章 新庁舎の基本的機能」に基づき、また消防庁舎及び既存防災センターとの一体的利用を考慮した計画とします。

屋上階

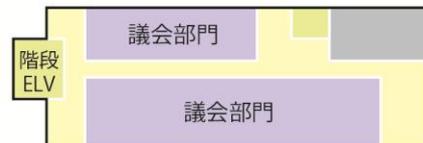
最上階には、新庁舎に不可欠な設備室を集約配置し、効率的なエネルギー管理を行います。



5 F

4階

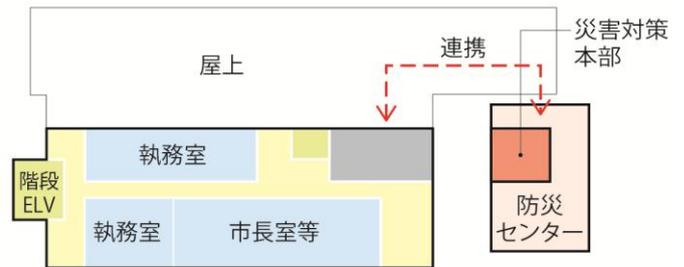
議場を擁する議会部門を集約配置します。基本設計では、共用の倉庫・書庫などをこの階に配置する検討を行います。



4 F

3階

企画部門、管理部門、庁議室等を配置します。市長室や応接室を配置し、来賓等を迎えます。



3 F

2階

主にインフラ整備を行う事業部門を配置します。講堂エリアは市庁舎講堂と消防講堂を隣接配置し、移動間仕切りによりフレキシブルな運用が可能な計画とします。

消防エリアはスムーズな出動と迅速な災害対応に配慮し、防災センターとの専用連絡通路を設けます。

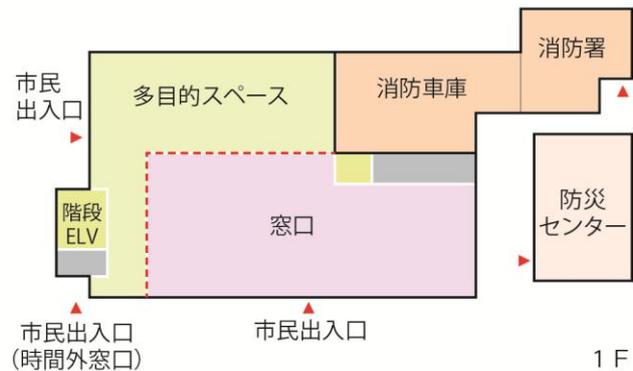


2 F

1階

多目的スペースと市民窓口部門を1階に集約し、市民が利用しやすい計画とします。

移動手段等に応じてどこからでも市民がアクセスしやすい出入口を設けます。北側道路に面して広く視認性の高い、多目的スペースを設けます。



1 F

4-4 新庁舎の規模

「敦賀市庁舎建設基本構想」及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」の両基本構想に記載の適正規模算定に従い市庁舎は10,000㎡程度、消防庁舎は2,200㎡程度を基準とします。

現状各課が保有する文書や什器等について、基礎調査となる「執務室等現況調査」を行った結果、書類量を現状の半数程度に縮減する必要があります。

今後は、「オフィス環境調査」を経て詳細レイアウトや什器リストを作成し、基本設計段階において、新庁舎の適正規模を確定します。

(1) 新庁舎の規模

階構成、平面計画に基づき算出した各階の床面積を以下に集計します。新庁舎に導入する機能や設備の精査を進め、基本設計段階において確定することとします。

消防庁舎において、基本構想と比較し500㎡程度増加しているのは、救命措置の講習等を行う住民啓発拠点機能を充実するためです。

	市庁舎	消防庁舎
5階	800㎡	0㎡
4階	1900㎡	0㎡
3階	2050㎡	0㎡
2階	2750㎡	1250㎡
中2階	0㎡	550㎡
1階	2850㎡	950㎡
合計	10350㎡	2750㎡

(2) 駐車場の規模

現敷地内の駐車台数は287台です。

来庁者 145台
 公用車 92台
 職員用 50台

新庁舎建設中は来庁者用駐車場が著しく減少するため、市民利便性を考慮して可能な限り大きな立体駐車場を整備することとします。庁舎の附属駐車場である立体駐車場は、都市計画法上、用途地域の制限により2階建までとなります。既存建物や新庁舎の配置を考慮したうえで、立体駐車場の最大可能規模は88台程度と見込みます。

平面駐車場は、立体駐車場地を除き最大221台程度整備できる予定です。

詳細計画は、基本設計段階において確定することとしますが、現有以上最大309台までの間で整備することとします。

駐輪場及びバイク駐車場については、市民の利用しやすい場所に適宜計画します。

4-5 新庁舎の事業費

「敦賀市庁舎建設基本構想」及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」の両基本構想に記載の事業費は、市庁舎は概ね54億円（附帯工事費含まず。）、消防庁舎は907,936千円（附帯工事費及び備品購入等の諸経費含まず。）としています。

基本設計段階において引き続き検討する項目が含まれ事業費の確定に至っておりませんが、新庁舎に導入する機能や設備に応じ、追加事業費が発生する見込みです。

基本設計段階において鋭意精査を進め、事業費の圧縮やライフサイクルコストの縮減に努めるものとします。

(1) 市庁舎及び消防庁舎の事業費

① 庁舎建設に付随する諸工事費の追加

基本構想段階では、想定する延床面積をもとに事業費を算出しましたが、庁舎本体を建設するにあたっては、最低限必要な附帯工事と、策定委員会において協議・検討を重ねた結果、整備すべきとした機能や設備に応じ別途の工事が必要なものがあります。これらについてまとめると、下記事業費概算表E項目のとおりとなります。

② 必要経費の追加

工事費のほかに各種調査や申請等の必要諸経費が発生し、これらについては下記事業費概算表F項目のとおりとなります。

事業費概算表（試算）

市庁舎		消防庁舎	
A 市庁舎建設工事費(監理費含む)	47 億円	A 市庁舎建設工事費(監理費含む)	7.9 億円
B 解体工事費、外構工事費	5 億円	B 解体工事費、外構工事費	0.39 億円
C その他経費(基本構想時想定分)	2 億円	C その他経費(基本構想時想定分)	0.79 億円
D 基本構想時(A+B+C)	54 億円	D 基本構想時(A+B+C)	9.08 億円
E その他追加工事	9.5 億円	E その他追加工事	5 億円
・ 液状化対策工事	0.3 億円	・ 面積増加	2.3 億円
・ H2One・高効率ヒートポンプ等	4 億円	・ 備品購入	1.2 億円
・ 立体駐車場	3 億円	・ その他	1.5 億円
・ マンホールトイレ	0.1 億円	・	億円
・ 制震ダンパー	0.5 億円	・	億円
・ その他	1.6 億円	・	億円
F その他経費(基本計画時追加分)	0.5 億円	F その他経費(基本計画時追加分)	0 億円
・ 立体駐車場設計	0.1 億円	・	億円
・ 地熱利用可能性調査	0.1 億円	・	億円
・ その他	0.3 億円	・	億円
G 基本計画時 追加分合計(E+F)	10 億円	G 基本計画時 追加分合計(E+F)	5 億円
H 基本計画時 必要予算 合計(D+G)	64 億円	H 基本計画時 必要予算 合計(D+G)	14.08 億円

※現在の試算であり、設計段階において増減がありえます。

(2) 市庁舎及び消防庁舎の収支計画

「敦賀市庁舎建設基本構想」及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」の両基本構想においては、事業費の大部分を地方債借入、また、その一部を積立基金で賄う旨を記載しています。

第4章 事業計画

新庁舎建設にあたっては、市庁舎及び消防庁舎に導入する機能や設備に対し、個別に国及び県の補助金等を充てることを想定しています。

財源として見込む主な補助金等は以下のとおりです。

基本設計段階において新庁舎の導入する機能や設備が確定次第、より精緻な収支計画を立案します。

- ・ 緊急防災・減災事業債 充当率 100% 交付税措置率 70% (マンホールトイレ)
- ・ 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 補助率 1/1 (地熱調査)
補助率 2/3 (地熱利用設備)
- ・ 水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 補助率 2/3 (H2One)
- ・ ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 補助率 2/3 (ZEB)
- ・ 廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業 補助率 2/3 (融雪装置)
- ・ 立地適正化事業債 充当率 90% 交付税措置率 30% (バスターミナル)
- ・ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のインフラ整備事業 補助率 1/2 (充電設備)

市庁舎

概算事業費

種別	適用	金額
建設工事	建築、電気、管、監理等	4,700
その他工事	解体、外構等	500
その他経費	調査、設計、備品、引越等	200
追加工事	再エネ設備、立体駐車場等	950
追加経費	地熱調査、立駐設計等	50
計		6,400

利子償還額	*2.5% (予算計上時の利率) で試算	1,670
追加費用に対する利子償還額		90
計		1,760

実質当市負担額

支出合計 81.6 億円 - 交付税 16 億円 - 補助金等 2 億円 = 63.6 億円

消防庁舎

概算事業費

種別	適用	金額
建設工事	建築、電気、管工事	790
その他工事	除却費 (解体費)	39
その他経費	設計、監理、調査	79
追加工事	面積増、備品等	500
計		1,408

利子償還額	*2.5% (予算計上時の利率) で試算	292
追加費用に対する利子償還額		166
計		458

実質当組合負担額

支出合計 18.66 億円 - 交付税 6.87 億円 = 11.79 億円

財源

(単位：百万円)

種別	金額
役場機能事業債	4,600
その他起債	410
補助金等	200
一般財源(基金)	600
一般財源(基金以外)	590
計	6,400

財源

(単位：百万円)

種別	金額
緊防債	712
その他起債	528
一般財源	168
計	1,408

緊防債充当面積：1450 m² (53%)
 ※現庁舎における耐震性を有しない敦賀署部分
 その他面積：1300 m² (47%)
 計 2750 m²

4-6 事業スケジュール

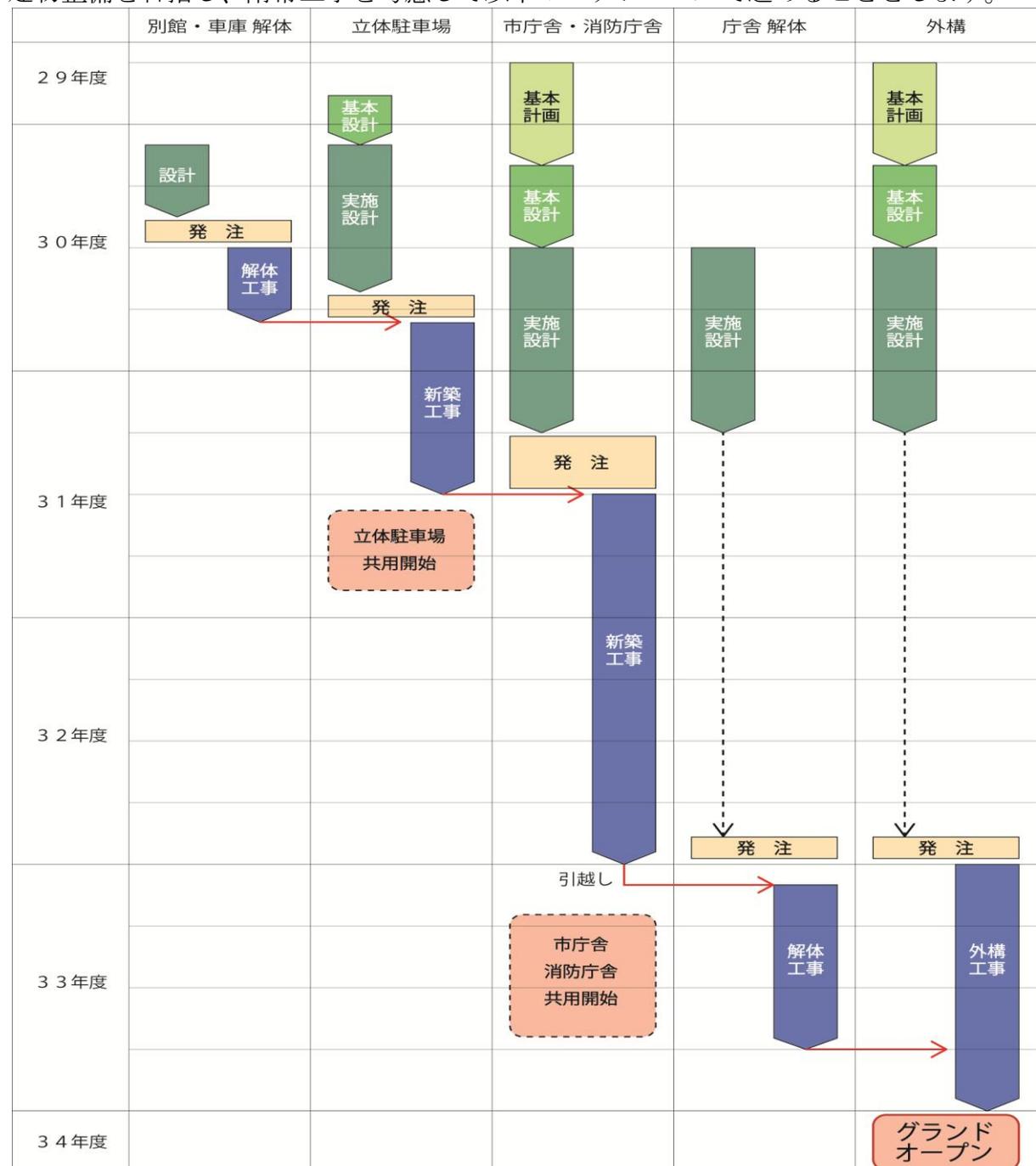
(1) 事業の進め方

庁舎建設の進め方は、「敦賀市庁舎建設基本構想」に記載のとおり、地元経済と地元企業の育成の観点から「設計・施工分離発注方式（従来方式）」を採用します。

工事発注時には大幅な物価上昇期にはなく（高止まりの可能性有り）、また、特許工法を採用しなくても十分合理的な事業計画の推進が見込まれるため、競争原理を最大限享受できる競争入札方式が適当です。

(2) 設計、工事スケジュール

主な財源である事業債（市庁舎：市町村役場機能緊急保全事業債、消防庁舎：緊急防災・減災事業債）の完了年度に当たる平成32年度（2020年度）末までに新庁舎の建物整備を目指し、附帯工事を考慮して以下のスケジュールで進めることとします。



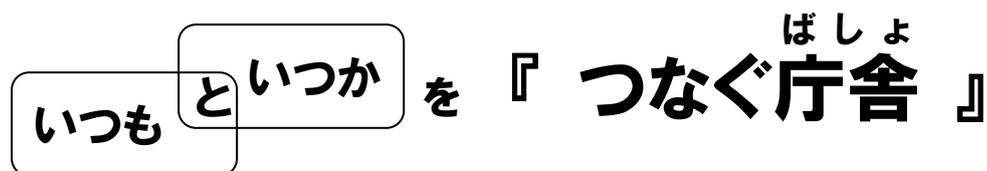
4-7 デザインコンセプト

意匠に関し、学生ワークショップの検討結果からエッセンスを抽出し、デザインコンセプトを設定しています。基本構想に掲げる4つの基本理念をひとつに束ね、敦賀市にふさわしい設計思想として、新庁舎建設の細部に亘り反映させていきます。

学生ワークショップの要点



デザインコンセプト案



4つの基本理念の着想段階においては次のキーワードが用いられ、学生ワークショップの要点と同様に色分けされます。

① **市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎**

万一のときに頼れる 防災拠点 行政中枢機能の継続

② **市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎**

市民の活動拠点 普段の使いやすさ 交流拠点 歴史・伝統・文化との融合

③ **人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎**

やさしさ 海・山・川・緑 ストレスフリー 啓発

④ **行政サービス提供のための機能性に優れ柔軟で効率的な庁舎**

機能性 柔軟性 効率性 職員の働きやすさ

なお、「人」と「自然」、「市民」と「行政」、「子ども」と「未来」等、つなぐ対象は、様々なバリエーションが想起され、その場所が庁舎であることの願いが込められています。

■資料

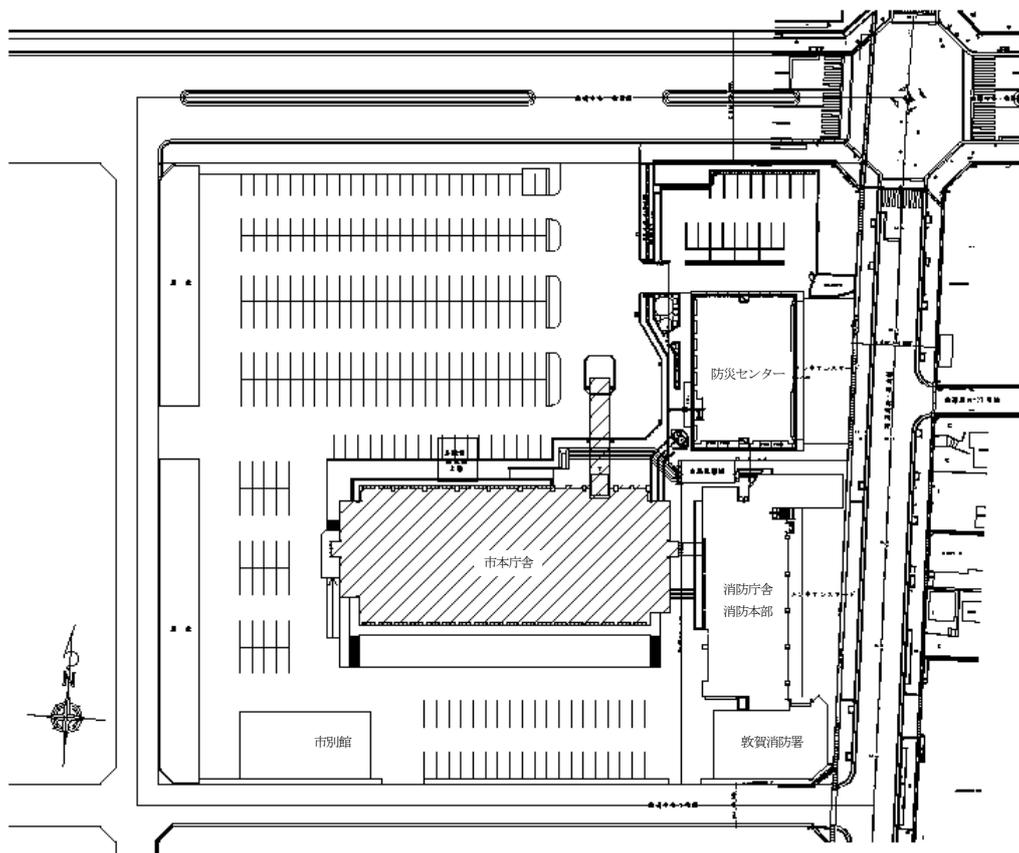
1 庁舎の現状

敷地面積

用途地域	第1種住居地域 防火地域の指定なし		
敷地面積	敦賀市役所本庁舎・別館	11,365.23 m ²	計 15,185.23 m ²
	敦賀市防災センター	2,003 m ²	
	敦賀美方消防組合 消防本部・敦賀消防署	1,817 m ²	

建物構造・規模

建物名称	竣工年	耐震性	構造・規模	延床使用面積
市本庁舎	S49 (1974)	低い	鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階	8,678 m ²
市別館	同上	未診断	鉄骨造 地上2階	630 m ²
防災センター	H19 (2007)	高い	免震鉄筋コンクリート造 地上5階(2階は機械室)	2,174 m ² (うち市使用1,082 m ²)
消防本部	S49 (1974)	低い	鉄筋コンクリート造 地上4階(中2階含む) (1階は車庫)	1,623 m ²
敦賀消防署	H7 (1995)	高い	鉄筋コンクリート造 地上2階	546 m ²
署仮眠室	H3 (1991)	高い	鉄筋コンクリート造 地上2階	123 m ²



2 耐震性の不足

(1) 耐震診断の結果

平成23年度(2012年度)、東日本大震災を契機として、改めて日本建築防災協会による「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」を用いて耐震診断を行ったところ、その結果は、前回診断(平成9年度)と同様であり、その内容は以下のとおりです。

判定基準 : I_s 値 ≥ 0.66

判定値 : $I_s \geq I_{so}$

$$I_{so} = E_s \times Z \times G \times U$$

$$I_{so} = 0.6 \times 1.10 \times 1.00 \times 1.00 = 0.66$$

- ・構造耐震判定指標 $E_s = 0.6$ 方向にかかわらず第2次診断用の値
- ・地震地域係数 $Z = 1.10$ 福井県にて地域ごとに定められた値
- ・地盤係数 $G = 1.00$ 一般的な平坦地
- ・重要度係数 $U = 1.00$ 付近に防災拠点として機能する建物あり

判定結果 :

階	X (東西) 方向 I_s 値	Y (南北) 方向 I_s 値
5	0.56 NG	0.82 OK
4	0.28 NG	0.63 NG
3	0.32 NG	0.51 NG
2	0.36 NG	0.46 NG
1	0.32 NG	0.44 NG
B1	0.33 NG	0.56 NG

耐震診断 :

X (東西) 方向 地下~5階 E判定 …いずれも 0.66 を下回る
→倒壊等の相当な被害が予想される。

Y (南北) 方向 地下~4階 C判定 …5階以外は 0.66 を下回る
→柱、壁等に相当な被害が生じることが予想される。

所要の耐震性能を満たしていない。

「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」
に該当するため耐震補強等の対策が必要である。

ここでいう「地震の震動及び衝撃」とは、震度6強を指し、早期の耐震補強等の対策が求められる状況にあります。

また、コンクリート中性化試験の結果、中性化の深さは平均 3.1 mm・最大 13.4 mmと鉄筋まで 30 mm以上あり、鉄筋錆によるコンクリートの膨張亀裂や雨水・漏水による鉄筋錆の溶け出しは認められていません。

*Is 値の定義とその評価について

Is 値とは構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、靱性（変形能力、粘り強さ）を考慮し、建築物の階ごとに算出します。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）、平成18年国土交通省告示第184号及び第185号」により、震度6～7程度の規模の地震に対するIs 値の評価については以下のように定められています。

Is 値が 0.6 以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
Is 値が 0.3 以上 0.6 未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
Is 値が 0.3 未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

*耐震診断の履歴等

	↑旧耐震基準
昭和56年	↓新耐震基準
(1981年)	
平成7年	耐震改修促進法制定
(1995年)	改正 平成18年・25年
平成10年3月	耐震診断
(1998年)	
平成13年	耐震診断基準改定
(2001年)	
平成24年2月	耐震診断(再)
(2012年)	

(2) 熊本地震における被災自治体の状況

平成28年(2016年)4月発生の熊本地震においては、2度の強い揺れにより、益城町、宇土市、大津町、人吉市、八代市の計5市町の庁舎が損壊し、庁舎が利用できない状況となりました。また、庁舎以外に熊本市市民病院等も被害を受けています。

以下に、参考事例とすべき事象を列挙します。

市町	4/14 前震	4/16 本震	耐震 状況	庁舎 利用	事象
ましきまち 益城町	6強	7	強度型 補強	×	昭和57年(1982年)建設。地上3階。平成24年(2012年)耐震補強。地震により壁等にひびが入り、全館立入り禁止。保健福祉センターに災害対策本部を移す。
うとし 宇土市	5強	6強	H15 診断	×	昭和40年(1965年)建設。地上5階。平成15年(2003年)耐震診断→震度6強で被害受ける可能性高い。平成31年(2019年)新庁舎建設予定であったが、被災し封鎖。
ひとよし 人吉市	4	5弱	H13 診断	×	昭和37年(1962年)建設。地上3階。平成13年(2001年)耐震診断→震度5強以上で倒壊のおそれ。住宅被害はほとんどなかったものの大きな余震で倒壊するおそれが有るとして閉鎖。
やまがし 山鹿市	4	5強	免震	○	平成27年(2015年)10月建設。地上5階。築48年現庁舎を建替え。免震構造。その効果を遺憾なく発揮し災害対策を整然と進められた。

防災拠点機能の必要性が一段と高まっている中で、熊本地震の際には、庁舎の利用ができない事例が見受けられ、大規模災害発生時において災害復旧拠点となりうる庁舎が必要です。

(3) 福井県内の整備状況

参考までに熊本地震発生後の県内他市の庁舎の整備状況を記載します。

市町	耐震 状況	整備状況
越前市	制震	平成29年(2017年)8月建設着手。地上6階。築61年現本庁舎を含め建替え。制震工法を採用。震度6強8回程度耐え得る強度。現庁舎を利用しながら隣接地に新庁舎を建設中。敷地面積 10,679.1 m ² 延床面積 12,574.49 m ² 事業費 70.06 億円
高浜町	耐震	平成28年(2016年)9月建設。地上3階。築50年庁舎を移転建替え。1階一部が公用車駐車場。耐震壁を多用した強度型工法を採用。建築資材の高騰や人件費の上昇の影響を受け工期延長。敷地面積 8,687 m ² 延床面積 7,414 m ² 事業費 41.7 億円

3 各種会議の開催状況

(1) 設置要綱

①策定委員会、市民ワークショップ、学生ワークショップ

敦賀市庁舎建設基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 敦賀市が市庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、敦賀市庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）に掲げる基本理念に沿って、広く市民の意見を反映し新庁舎に必要な機能等を具体化するため、敦賀市庁舎建設基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、敦賀市が行う基本計画の策定に向けて、次に掲げる事項について協議し、意見集約した結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本計画の案の作成に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に向けて必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) 副市長の職にある者
- (4) 敦賀美方消防組合消防本部副消防長の職にある者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める意見集約の結果を市長に報告するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワークショップ)

第7条 委員長は、委員会の議論に資することを目的として、ワークショップを設置することができる。

- 2 ワークショップの所掌事務は、基本構想に掲げる基本的機能に対する意見抽出とし、とりまとめた意見を委員会に報告するものとする。
- 3 ワークショップの構成員は、市民公募の委員20名程度とする。
- 4 ワークショップは、基本構想に掲げる基本理念に沿って、4つの分科会を設置する

ことができる。

5 ワークショップの各分科会は、委員長が必要に応じ招集し、別に設置の庁内ワーキンググループ各部会との合同開催とする。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

6 ワークショップの各分科会の進行は、合同で開催する庁内ワーキンググループの各部会長が行う。

(学生ワークショップ)

第7条の2 委員長は、基本計画の策定に際し、将来を担う市内に居住する中学生及び高校生を対象とした学生ワークショップを設置することができる。

2 学生ワークショップの意見は、委員会に報告するものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、議長が非公開が相当であると認める場合には、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の運営及び庶務は、総務部契約管理課新庁舎整備室において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 1月29日から施行する。

②庁内ワーキンググループ

敦賀市庁舎建設基本計画策定庁内ワーキンググループ会議設置要綱

(設置)

第1条 敦賀市が市庁舎建設基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するにあたり、敦賀市庁舎建設基本構想(以下「基本構想」という。)に掲げる基本理念に沿って、新庁舎の機能等に関し必要な事項を調査検討するため、敦賀市庁舎建設基本計画策定庁内ワーキンググループ会議(以下「庁内ワーキンググループ」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内ワーキンググループは、新庁舎建設により市民サービス機能の充実及び事務能率の向上を図るため、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 庁舎の有効活用及び市民の利便性の向上に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に向けて必要と認められる事項。

(組織)

第3条 庁内ワーキンググループは、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には担当副市長を、副委員長には担当部長をもって充て、委員は、別表第1に掲げる課の所属長及び同所属長が指名する職員とする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、庁内ワーキンググループを代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会等の設置)

第5条 庁内ワーキンググループ内に、基本構想に掲げる基本理念に沿って、次に掲げる部会及び分会（以下「部会等」という。）を設ける。

- (1) 防災拠点強化検討部会
- (2) 市民利便性向上検討部会
 - ア 窓口機能分会
 - イ 多目的機能分会
 - ウ 相談機能分会
- (3) ストレスフリー検討部会
 - ア ユニバーサルデザイン分会
 - イ 環境対策・駐車場分会
- (4) 機能性・効率性検討部会

2 部会長及び分会長には、別表第2の職にある者をもって充て、副部会長は部会長が、副分会長は分会長が委員の中から指名する。

3 部会等の構成は、別表第3のとおりとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、基本計画策定のときまでとする。

(会議)

第7条 庁内ワーキンググループは、委員長が必要に応じて招集し議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係職員若しくは庁舎建設等に関して専門知識を持つ者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 部会等の会議は、前2項及び第4条に定める事項に準じて行う。

(庶務)

第8条 庁内ワーキンググループの運営及び庶務は、総務部契約管理課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月14日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部	税務課、債権管理課、契約管理課及び情報管理課
企画政策部	ふるさと創生課、市民協働課及び原子力安全対策課
市民生活部	危機管理対策課、環境廃棄物対策課、生活安全課及び市民課
福祉保健部	地域福祉課、児童家庭課、長寿健康課及び国保年金課
産業経済部	商工貿易振興課及び観光振興課
建設部	道路河川課、農林水産振興課及び住宅政策課
水道部	上下水道サービス課、上水道課及び下水道課
教育委員会	教育総務課、学校教育課及び文化振興課

別表第2（第5条関係）

(1) 防災拠点強化検討部会	部会長	市民生活部 危機管理対策課長
(2) 市民利便性向上検討部会	部会長	総務部 税務課長
ア 窓口機能分会	分会長	市民生活部 市民課長
イ 多目的機能分会	分会長	企画政策部 市民協働課長
ウ 相談室機能分会	分会長	福祉保健部 長寿健康課長
(3) ストレスフリー検討部会	部会長	福祉保健部政策幹（地域福祉課長）
ア ユニバーサルデザイン分会	分会長	福祉保健部 児童家庭課長
イ 環境対策・駐車場分会	分会長	市民生活部 環境廃棄物対策課長
(4) 機能性・効率性検討部会	部会長	建設部 住宅政策課長

別表第3（第5条関係）

(1) 防災拠点強化検討部会		原子力安全対策課、危機管理対策課、道路河川課、住宅政策課、上水道課及び下水道課
(2) 市民利便性向上検討部会	ア 窓口機能分会	税務課、情報管理課、市民課、児童家庭課、国保年金課、上下水道サービス課及び学校教育課
	イ 多目的機能分会	市民協働課、商工貿易振興課、観光振興課、農林水産振興課及び文化振興課
	ウ 相談機能分会	債権管理課、生活安全課、地域福祉課、児童家庭課、長寿健康課及び国保年金課
(3) ストレスフリー検討部会	ア ユニバーサルデザイン分会	市民課、地域福祉課、児童家庭課及び住宅政策課
	イ 環境対策・駐車場分会	契約管理課、ふるさと創生課、環境廃棄物対策課及び生活安全課
(4) 機能性・効率性検討部会		契約管理課、情報管理課、税務課、市民課、住宅政策課及び教育総務課

(2) 委員会名簿

①策定委員会

敦賀市庁舎建設基本計画策定委員会名簿

No.	役職	区分	専門分野	所属団体及びその役職	氏名
1	委員長	学識経験者	まちづくり	(学)東洋大学 総合政策学科 准教授	井上 武史
2	委員	学識経験者	地域経済	(大)福井県立大学 地域経済研究所 経済・経営学科 講師	江川 誠一
3	委員	学識経験者	防災	(独)国立高等専門学校機構 福井工業 高等専門学校 環境都市工学科 教授	辻子 裕二
4	副委員長	各種団体	まちづくり	敦賀市区長連合会 会長	中村 健之輔
5	委員	各種団体	女性層	敦賀市連合婦人会 会長	山口 操
6	委員	各種団体	高齢者層	敦賀市老人クラブ連合会 会長	竹中 弘
7	委員	各種団体	壮年層・子ども	敦賀市子ども会育成連合会 副会長	塚谷 津弥子
8	委員	各種団体	商工業	敦賀商工会議所 青年部 相談役	宇野 精浩
9	委員	各種団体	壮年層・商工業	(公社)敦賀青年会議所 理事長	岩井 国商
10	委員	各種団体	子ども・子育て	敦賀市私立保育園連絡協議会 会長	徳本 達之
11	委員	各種団体	障がい者支援	敦賀市障害児福祉団体連合会 事務局長	藤木 博子
12	委員	各種団体	まちづくり	「敦賀・鉄道と港」まちづくり実行委員会 会長	池田 裕太郎
13	委員	各種団体	金融	敦賀信用金庫 融資部企業支援課 課長	藤本 昇明
14	委員	各種団体	農業	敦賀美方農業協同組合 総務部総務課 主任	山口 直幸
15	委員	各種団体	漁業	敦賀市漁業協同組合 代表理事組合長	森 修
16	委員	各種団体	労働者	日本労働組合総連合会福井県連合会 嶺南地域協議会 議長	鈴木 勝
17	委員	行政	行政	敦賀市 副市長	中山 和範
18	委員	行政	行政	敦賀美方消防組合消防本部 副消防長	大村 道明

(敬称略)

②市民ワークショップ

敦賀市庁舎建設基本計画策定市民ワークショップ名簿

基本理念①：

市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎

No.	分科会	氏名
1	①	藤田 直也
2	①	中村 敏伸
3	①	栗田 道信
4	①	今川 博

基本理念③：

人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎

No.	分科会	氏名
1	③	橋本 輝男
2	③	中野 博
3	③	中井 和之
4	③	阿部 正貴
5	③	梶田 治美
6	③	藤森 和明

基本理念②：

市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎

No.	分科会	氏名
1	②	富田 香代子
2	②	田中 恵子
3	②	森田 勝子
4	②	北村 康男
5	②	中村 修
6	②	滝田 隆雄
7	②	杉谷 英昭

基本理念④：

行政サービス提供のための機能性に優れ柔軟で効率的な庁舎

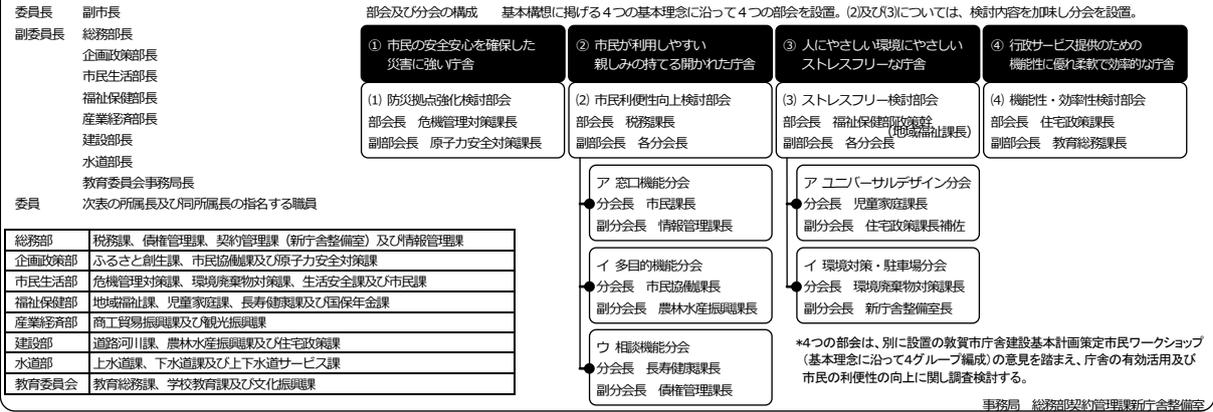
No.	分科会	氏名
1	④	伊藤 敬一
2	④	田中 正信
3	④	松本 圭一郎

	年代	性別
	40/50/60/70/80	男性/女性
計	20人	8人/2人/5人/3人/2人
		16人/4人

(敬称略)

③ 庁内ワーキンググループ

敦賀市庁舎建設基本計画策定庁内ワーキンググループ会議組織図



部会・分会名	部会長・分会長	副部会長・副分会長	部会員・分会員	基本的機能の整備方針	
(1) 防災拠点強化検討部会	危機管理対策課長 有東正志	原子力安全対策課長 多賀 隆	建設部政策幹(道路) 大北秀徳 住宅政策課 係長 小保直己 上下水道課 課長 中川祐一 下水道課 課長 佐野裕史	①-i-a、①-i-b、①-ii-c、 ①-ii-d、①-iii-e、①-iii-f、 ①-iii-g、①-iv-h	6
(2) 市民利便性向上検討部会	税務課長 田中勝己	各分会長	全分会員		
ア 窓口機能分会	市民課 課長 藤野あゆみ	情報管理課 課長 福田佳昌	税務課 課長補佐 小畑 厚 市民課 係長 山本久美子 児童家庭課 主事 石倉裕士 国保年金課 課長補佐 中島正登 上下水道サービス課 課長補佐 山本進介	②-ii-d、②-ii-e、②-ii-f、 ②-iii-h、②-iii-i、④-i-a、 ④-i-b	7
イ 多目的機能分会	市民協働課 課長 伊東 聡	農林水産振興課 課長 増田一奈	市民協働課 主事 小谷奈緒美 商工貿易振興課 課長 松葉啓明 観光振興課 課長 大南祐之 文化振興課 係長 井筒義人	②-i-a、②-i-b、②-i-c、 ②-iii-j	4
ウ 相談機能分会	長寿健康課 課長 板谷桂子	債権管理課 課長 加藤裕彦	生活安全課 課長補佐 上倉 渉 地域福祉課 主事 中澤健太 児童家庭課 係長 青山昌代 長寿健康課 課長補佐 谷川昌幸 国保年金課 課長 菊澤重明	②-ii-d、②-ii-g	2
(3) ストレスフリー検討部会	福祉保健課政策幹(地福) 吉岡昌則	各分会長	全分会員		
ア ユニバーサルデザイン分会	児童家庭課 課長 飯田正人	住宅政策課 課長補佐 奥川直樹	市民課 課長補佐 加藤雅之 地域福祉課 主事 宮永奈麻 児童家庭課 係長 南川修江	③-i-a、③-i-b、③-i-c、 ③-i-d、③-i-e	5
イ 環境対策・駐車場分会	環境廃棄物対策課 課長 宮本裕一	新庁舎整備室 室長 石丸 寛	ふるさと創生課 主事 大谷友晃 環境廃棄物対策課 主事 泉田賢志 生活安全課 課長 仲野広信	③-ii-f、③-ii-g、③-ii-h、③-iii-i、 ③-iii-j、③-iii-k、③-iii-l、③-iii-m、 ③-iv-n、③-iv-o、③-v-p、③-v-q	12
(4) 機能性・効率性検討部会	住宅政策課 課長 戸崎吉昭	教育総務課 課長 山本英治	契約管理課 課長 福田 亮 情報管理課 主幹 東山裕一 市民課 係長 渡邊春奈 税務課 課長補佐 田村幸子 住宅政策課 係長 塚田晋太郎	④-i-a、④-i-c、④-i-d、 ④-i-e、④-ii-f、④-iii-g	6

*下線は重複、議会議機能除く

④ 学生ワークショップ

敦賀市庁舎建設基本計画策定学生ワークショップ名簿

No.	学校名	学年	氏名
1	気比中学校	2年	早瀬 夏鈴
2	気比中学校	2年	下中 真子
3	角鹿中学校	3年	中川 暁斗
4	角鹿中学校	3年	橋本 滯奈
5	松陵中学校	2年	小島 萌々花
6	松陵中学校	2年	大藤 淳史
7	東浦中学校	2年	吉峯 顕信
8	東浦中学校	2年	水谷 明日香
9	栗野中学校	2年	江原 直
10	栗野中学校	1年	福田 優
11	敦賀気比高校付属中学校	2年	田中 瑞希
12	敦賀気比高校付属中学校	2年	徳本 優奈

No.	学校名	学年	氏名
13	敦賀高等学校	2年	益田 尽
14	敦賀高等学校	2年	紙谷 優香
15	敦賀高等学校	2年	磯部 力輝
16	敦賀高等学校	2年	川端 真珠子
17	敦賀工業高等学校	2年	石丸 真弘
18	敦賀工業高等学校	2年	藤上 流空
19	敦賀工業高等学校	2年	福山 光一
20	敦賀工業高等学校	2年	森 南月
21	敦賀気比高等学校	2年	網野 陽尚
22	敦賀気比高等学校	1年	飯田 一葉
23	敦賀気比高等学校	1年	尾上 太一
24	敦賀気比高等学校	1年	齋藤 里空

(敬称略)
